

西東京市第3次環境基本計画 答申（案）

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の経緯	1
2 背景	1
3 本計画のポイント	3
4 本計画とSDGsとのかかわりについて	4
5 計画の位置づけ	5
6 計画の期間	6
7 計画の対象範囲	6
8 計画の主体と各主体の役割	7
9 計画の構成	8
第2章 本市が目指す環境未来像	9
1 基本理念	9
2 西東京市の概況	10
3 環境未来像 2050 と実現に向けた基本方針	13
第3章 環境未来像実現に向けた具体的な取組	17
基本方針1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組めます	18
1 西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	18
2 西東京市気候変動適応計画	26
基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組めます	38
基本方針3 地域の良い環境を守ります	42
基本方針4 持続可能な社会を担う人づくりを行います	48
第4章 重点戦略	52
1 西東京市ゼロカーボンシティ戦略	52
2 西東京市 生物多様性地域戦略	62
第5章 計画の推進方策	72
1 推進体制	72
2 進行管理の手法	73

余白

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の経緯

西東京市(以下、「本市」という。)では、「西東京市環境基本条例」に基づいて、2004(平成 16)年3月に「西東京市環境基本計画」を策定し、2009(平成 21)年3月に「西東京市環境基本計画(後期計画)」として再編成したのち、2014(平成 26)年 3 月には「西東京市第 2 次環境基本計画」を策定しました。さらに、2019(平成 31)年3月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含する形で、「西東京市第2次環境基本計画(後期計画)」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

このたび、前計画策定から 5 年が経過し、計画期間が終了する時期を迎えたことを受け、近年の複雑化するさまざまな環境問題や深刻化する地球温暖化に対して、より効果的な対策を行うため、前計画を見直して「西東京市第3次環境基本計画」(以下、「本計画」という。)の策定を行いました。

2 背景

【世界・国】

国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、2023(令和 5)年 3 月に公表した第 6 次評価報告書統合報告書の中で、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことや、継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらす、短期のうちに気温上昇が 1.5℃に達するとの厳しい見通しが示されました。この 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとも記載されており、今すぐ対策を取ることの必要性が訴えかけられています。このような状況の中、日本は 2050(令和 32)年に二酸化炭素の排出を「実質ゼロ」にするカーボンニュートラルの実現を宣言し、2030(令和 12)年には温室効果ガス排出量を半減することを目標として、さまざまな取組を進めています。2022(令和 4)年 2 月から始まったロシア・ウクライナ危機では、一次エネルギーの約 88%を輸入に依存している日本の脆弱なエネルギー構造が改めて浮き彫りになり、純国産エネルギーである再生可能エネルギーについて、脱炭素化の側面だけでなく、エネルギー保障の面からも重要性が再確認されています。

また、気候変動による影響は、種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があると言われていています。生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものであり、世界全体でこの問題に取り組むことが重要となっています。

さらに、経済性・利便性からくる大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、環境に負荷を与え、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失などさまざまな環境問題にも密接に関係しています。

このような現状を踏まえ、国の第五次環境基本計画では、物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、「脱炭素」を実現する循環共生型の社会を目指すことが重要であると示しています。

【東京都】

2022(令和4)年9月に策定された「東京都環境基本計画」では、社会経済が高度に発展した成熟社会においても持続的な成長を遂げるなど、「成長」「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適、希望にあふれた東京、すなわち、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指していくとしており、具体的な目標と施策のあり方を示しています。

また、脱炭素については、2019(令和元)年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を公表し、2050(令和32)年におけるゼロエミッションの実現に向けて取り組んでいます。さらに、生物多様性保全については、2023(令和5)年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現にむけて取り組んでいます。そして、資源循環については、2021(令和3)年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な社会の構築及び社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指すための取組を示しています。

3 本計画のポイント

本計画は、環境に関する総合的な計画として、本市の環境施策の方向性を示すものです。さらに、環境を保全するための取組は市民や事業者、市の三者が協力して取り組むことが重要です。

●温暖化対策の強化

西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づいて、**市民・事業者・市**がどのように温暖化対策に取り組むべきかをまとめた「西東京市ゼロカーボンシティ戦略」を示しています。

●資源循環の強化

近年問題となっているプラスチックの資源循環や食品ロスの削減に向けた取組を強化することで、市民一人あたりのごみの発生量のさらなる削減を進めます。

●生物多様性の保全と活用の強化

本市の自然や生きものの生息環境における現状や課題を踏まえて、どのように生物多様性を保全するか、また生物多様性による恩恵をこれからも継続的に利用するため、市民、事業者、市はどのようなことに取り組めば良いかなどを示しています。

●市民・事業者・市による協働の強化

環境を守るうえで、市民や事業者が取組に参加することは大変重要です。このため、市民や事業者への計画内容の浸透や取組に参加する機会の提供などを強化します。

4 本計画とSDGsとのかかわりについて

SDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)とは、2015(平成 27)年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている、2030(令和 12)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健などの開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させていくとされています。

SDGs は、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられています。SDGs の達成に向けて取組を進めることは、現在の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

このため、本計画では、地球温暖化対策や生物多様性の保全、資源循環などのさまざまな取組を通してSDGsのゴール達成に貢献していきます。



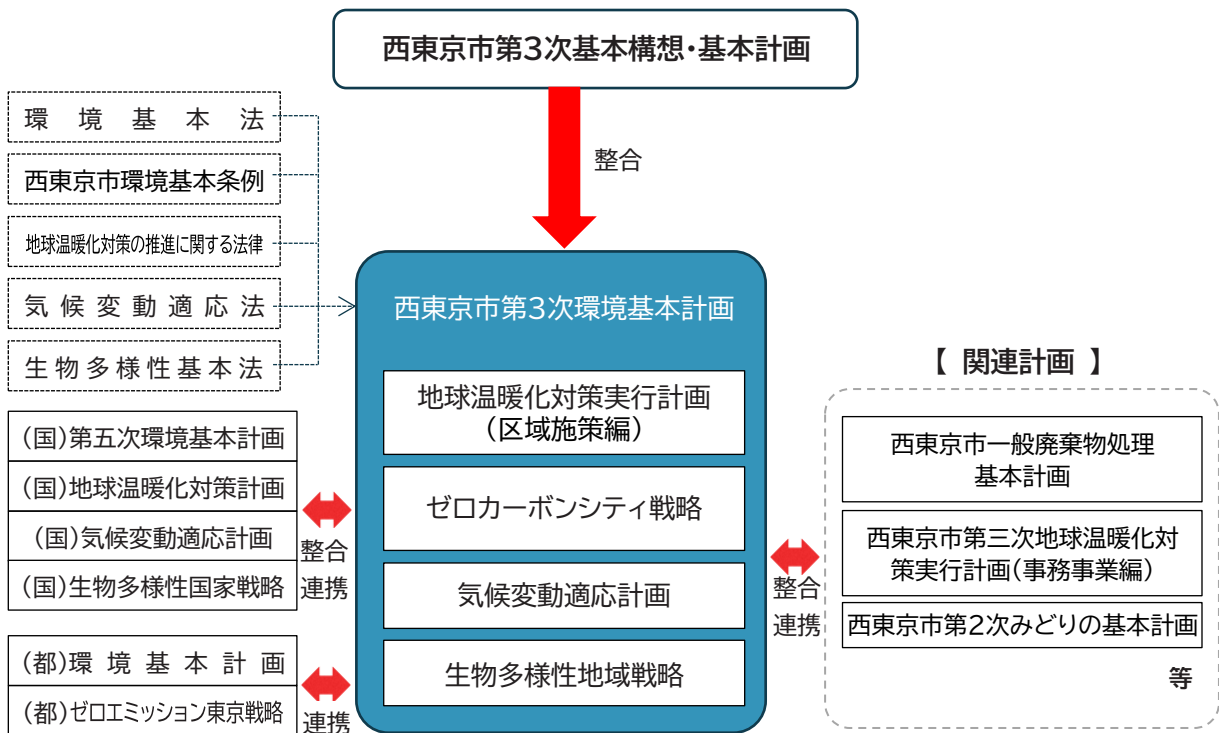
SDGs の 17 のゴール

出典:国連広報センター

5 計画の位置づけ

本計画は、西東京市環境基本条例第7条に基づいて策定します。また、本計画は西東京市第3次基本構想・基本計画を環境面から実現する役割を担うとともに、環境に関する個別計画との整合を図ります。

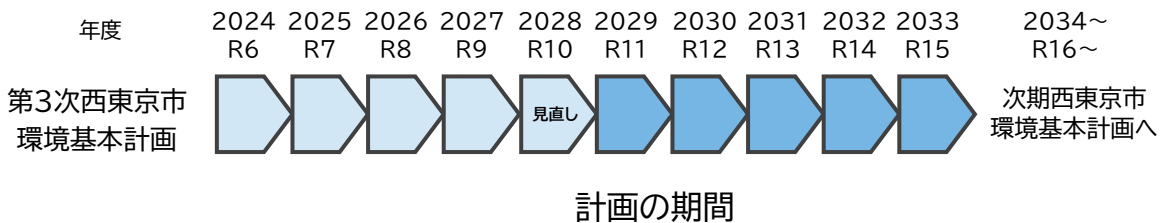
また、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び本市の地球温暖化対策を推進するためのアクションプランである「ゼロカーボンシティ戦略」及び気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」の内容を含んでいます。



計画の位置づけ

6 計画の期間

本計画の期間は、2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間とします。その間の社会情勢の変化へ柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目途にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。



7 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は「地球環境」「資源循環」「地域環境」「人づくり」の4分野とし、それぞれの内容は以下に示す通りです。

計画の対象範囲

分野	内容
地球環境	気候変動対策(緩和策、適応策) など
資源循環	廃棄物、4R など
地域環境	樹林地、農地、河川、生物多様性、公園・緑地、都市景観、遺跡、文化財、大気、水質、騒音・振動、化学物質 など
人づくり	教育・学習、連携、情報発信 など

8 計画の主体と各主体の役割

本計画の主体は、市民・事業者・市です。各主体の役割は、西東京市環境基本条例第4条から第6条に定めるとおりとします。

西東京市環境基本条例【抜粋】

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。

5 市は、環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。

6 市は、国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。

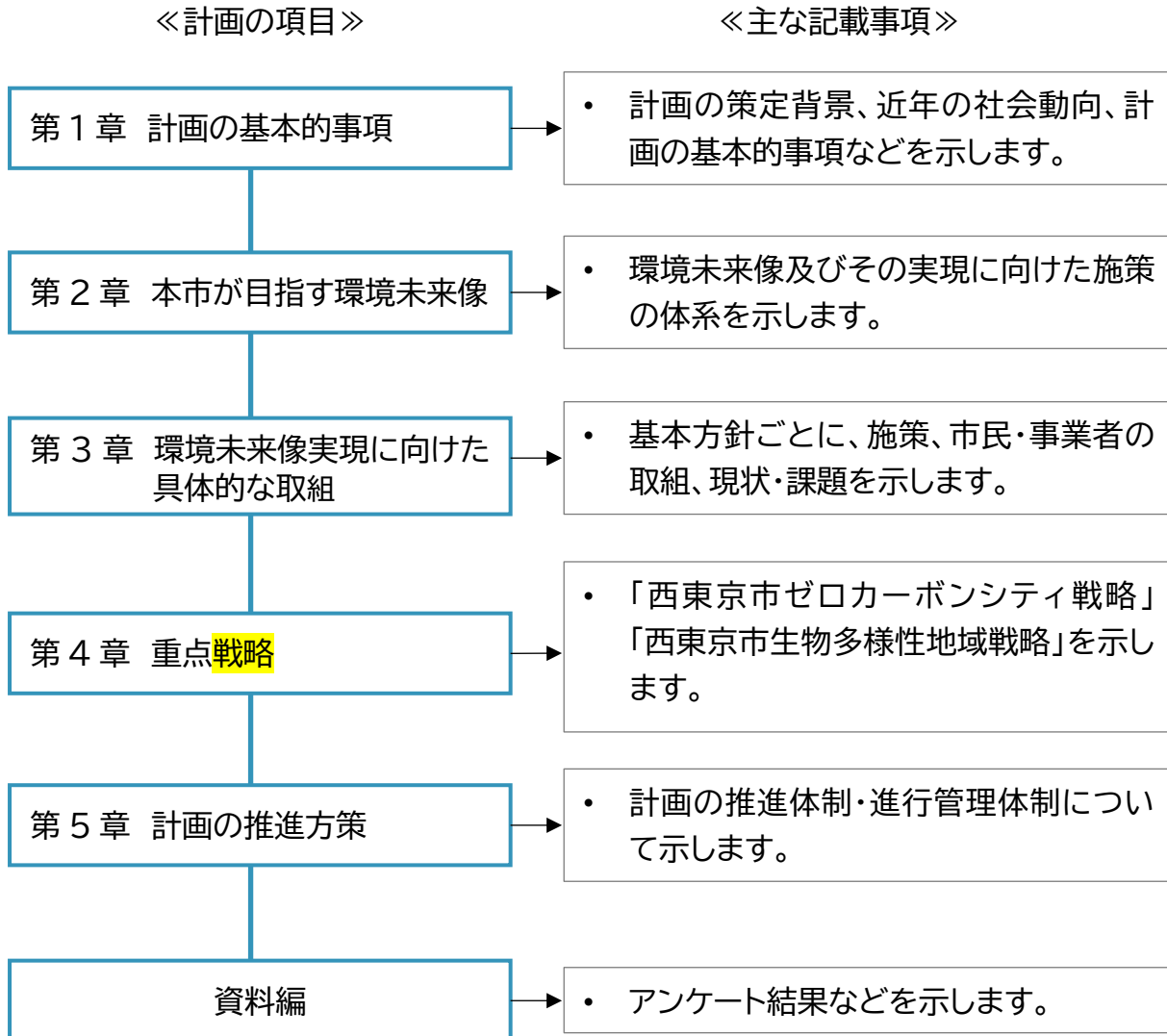
2 市民は、日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。

3 市民は、その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。

4 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

9 計画の構成

本計画の全体構成を次に示します。



第2章 本市が目指す環境未来像

1 基本理念

本計画の基本理念は、良好な生活環境の確保や自然環境などの環境資源の保全、市・事業者及び市民の協働による環境負荷の少ない社会の創造などを通じて、地球環境や地域環境の保全・回復・創造に取り組み、良好な環境を将来の世代に引き継ぐこととします。

これは、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

基本理念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

地球環境・地域環境

保 全

回 復

創 造

良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

2 本市の概況

1)位置・地勢

本市は、東京都心の西北部、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接しています。市域は、最高標高 67.0m(芝久保町三丁目付近)、最低標高 46.7m(下保谷三丁目付近)であり、ほぼ平坦です。市内南部に石神井川が西部から東部に向かって流れ、南部に玉川上水、千川上水といった水路があります。

2)気候

気象庁が設置している練馬観測所のデータによると、2022(令和 4)年の平均気温は 15.9℃であり、年間降水量は約 1,294mm となっています。2022(令和 4)年の月間平均気温は最高が 8月の 27.5℃、最低が1月の 4.1℃となっており、月間降水量は 9月が最も多く 275mm となっています。

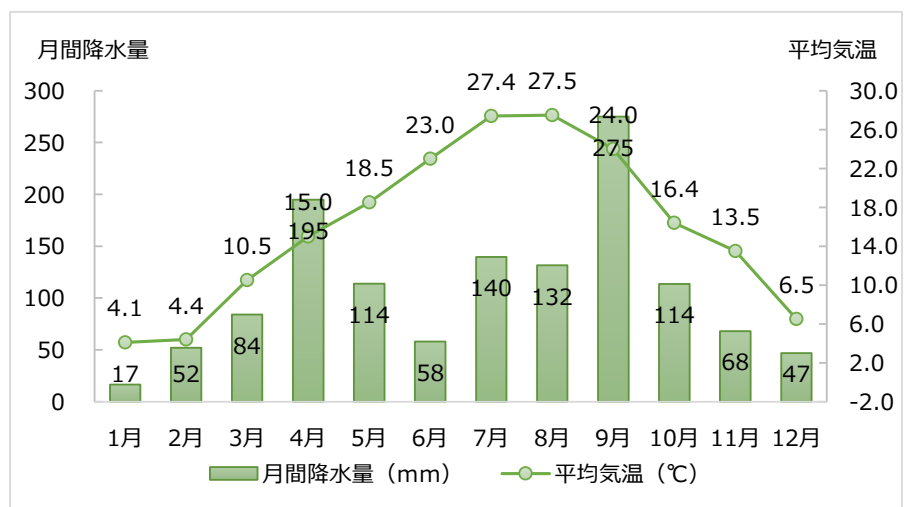


図 年間降水量と平均気温の推移(2022年)

出典:気象庁(練馬観測所)

3)人口と世帯

2023(令和 5)年(1月1日時点)の人口は 205,876 人、世帯数は 101,119 世帯となっており、ともに増加傾向です。一方、世帯当たり人口は減少傾向にあり、2023(令和 5)年で 2.04 人となっています。

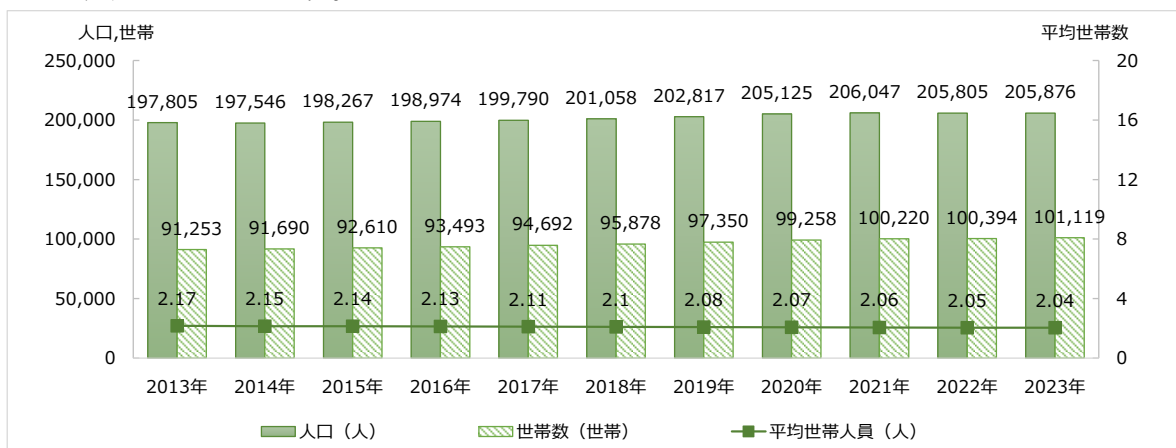


図 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

出典:統計にしよう

2022(令和 4)年 11 月に作成した西東京市人口推計調査報告書によると、本市の人口推計は 2027(令和 9)年をピークに減少すると推測しており、2042(令和 24)年には、およそ 200,927 人となり、ピークである 2027(令和 9)年と比較して 2.4%減少すると推計しています。

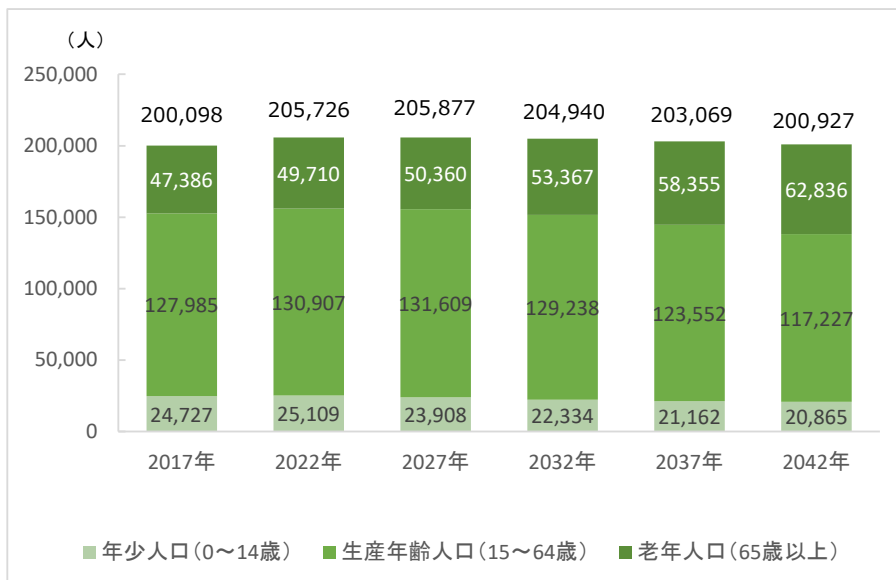


図 本市の将来推計人口

出典:西東京市人口推計調査報告書

本市の昼夜間人口比率(夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合)は、2020(令和 2)年で 78.3%と、2010(平成 22)年より 1.7 ポイント減少しており、市外に通勤、通学する人の割合が高いベッドタウンとなっています。また、東京都内の自治体でみると、昼夜間人口比率は 3 番目に低い状況となっています。

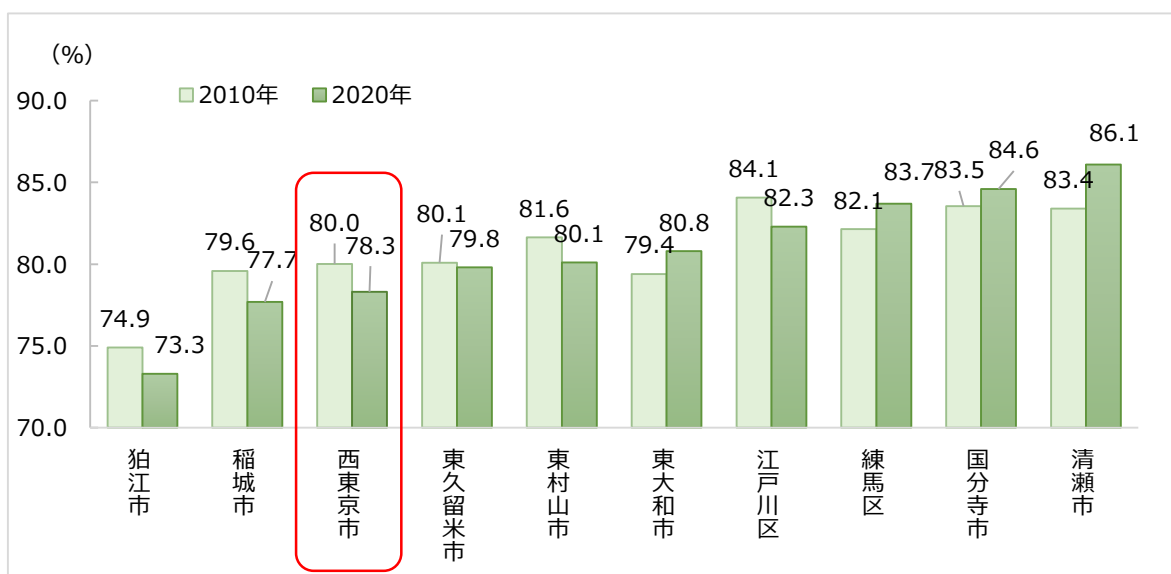
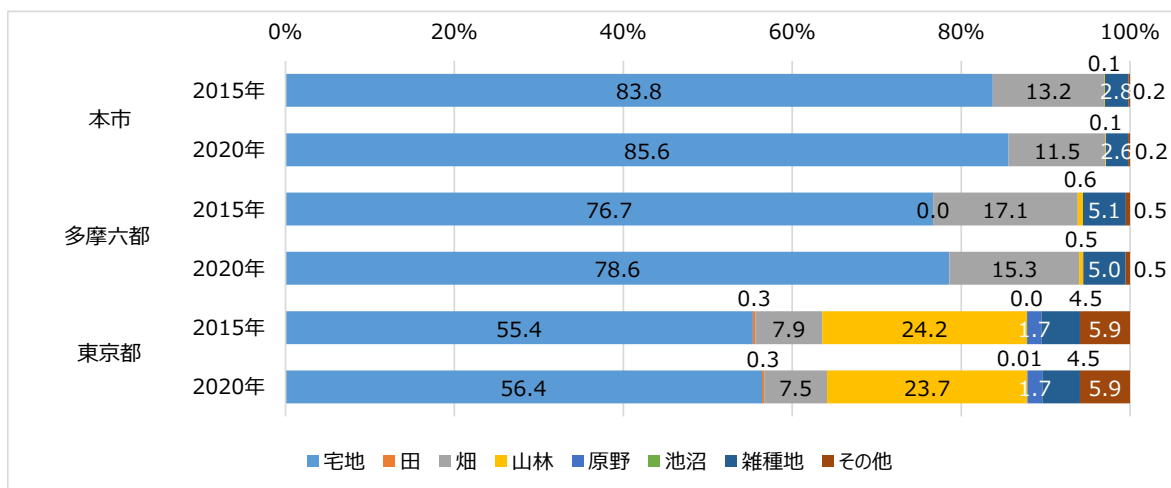


図 東京都の人口の昼夜間人口比率が低い 10 自治体

出典:東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

4) 土地利用

本市は、東西 4.8km、南北 5.6km にわたり、面積は 15.75 km² です。2020(令和 2)年においては、総面積のうち、宅地が 85.6% を占めており、2015(平成 27)年より 1.8 ポイント上昇しました。なお、東京都の宅地面積比率は 1.0 ポイント、多摩六都(本市、東久留米市、清瀬市、東村山市、小平市)の宅地面積比率は 1.9 ポイント上昇となっています。



出典:東京都総務局統計部「東京都統計年鑑」より作成

5) 産業動向

本市の産業別の従業員数は、2020(令和 2)年度において、第三次産業(サービス業等)が 85.5% を占め、その割合は増加傾向にあります。一方、第二次産業(製造業等)は 13.9% を占め、その割合は減少傾向にあります。第一次産業(農業等)は 1% に満たない状況が続いています。

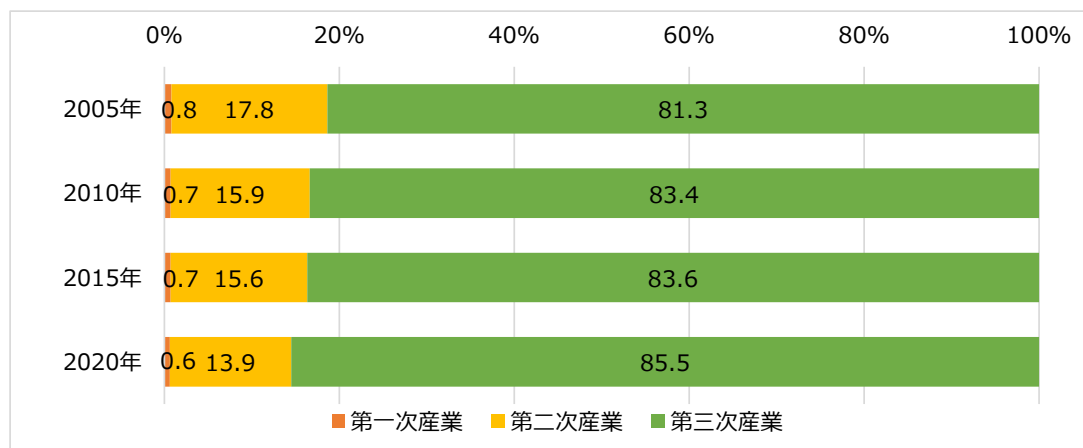


図 産業別従業員数の割合

出典:国勢調査

3 環境未来像 2050 と実現に向けた基本方針

1) 環境未来像 2050

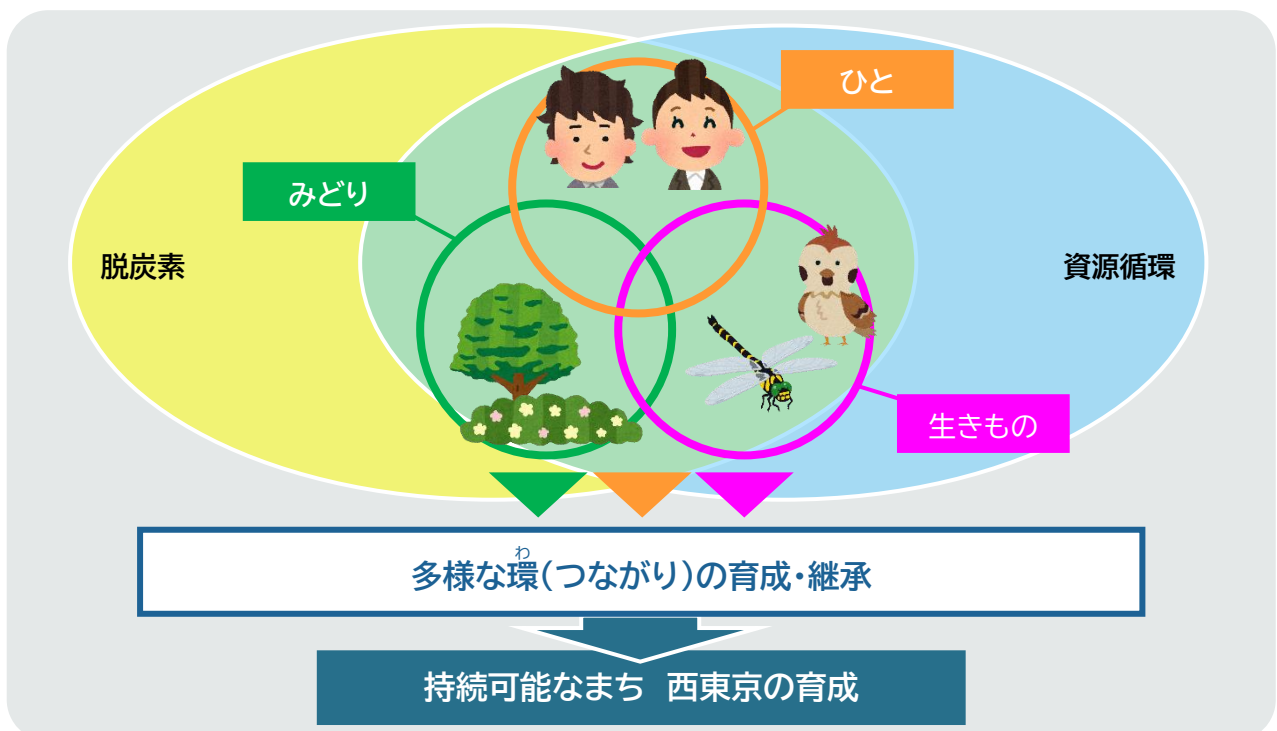
本市は、コンパクトな市域に約 20 万人の市民が暮らしており、都心に近く、利便性が高いまちです。一方で、市域には農地や武蔵野の自然を感じることができる樹林地が一部の地域にみられるなど、恵まれた環境が維持されています。これは、市民を対象としたアンケートや学生の参加によるワークショップでも、本市の魅力のひとつとしてあげられており、本市の環境を語る上で重要な要素となっています。

みどりは、生きものが生息する上で欠くことができない存在です。さらに、憩いや安らぎ、防災・減災、温室効果ガス(二酸化炭素)の吸収など、さまざまな恩恵を与えてくれるなど、私たちの生活においても重要な役割を担っています。そして、持続可能なまちを実現するには、この“みどり”“生きもの”“ひと”の相互の環(つながり)を守っていく必要があります。

さらに、持続可能なまちを実現する上では、みどりのネットワークや生物多様性といったみどりや生きもの相互の環(つながり)の質的な向上、さらに、環境保全に取り組む人と人の環(つながり)の強化など、多様な“環”も育み、そして将来に引き継ぐ必要があります。

これらを踏まえ、良好な環境を将来の世代に引き継ぐために本計画では、本市が目指す 2050(令和 32)年の本市の環境の姿(環境未来像 2050)を次のように設定し、その実現に向けて取組を進めることとします。

環境未来像 2050
みどり・生きもの・ひと 多様な環が引き継がれた
持続可能なまち 西東京



2)基本方針

前述した環境未来像 2050 の実現に向けて、本計画では下に示している4つの基本方針に基づいて取り組みます。

基本方針1 ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます (地球環境分野)

(→p18)

ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの利用や省エネ活動など、さまざまな対策で温室効果ガスの排出をできるだけ抑えます。また、今後、地球温暖化の影響があっても安心して生活することができるように対策します。

中原小学校の屋上に設置された太陽光パネル



基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組みます (資源循環分野)

(→p38)

使えるものはできるだけ捨てずに使い、どうしても捨てなければいけないものでもできるだけリサイクルすることで、資源を大切に利用します。資源としてどうしても利用することができないものについては、適正に処理します。

市内に設置してあるペットボトル回収機



基本方針3 地域の良好な環境を守ります (地域環境分野)

(→p42)

武蔵野の面影を残す雑木林をはじめとした自然環境、公園などの都市環境、大気、河川水質などの生活環境を守り、これからも市民が安心して快適に生活できる西東京市とします。

下保谷森林公園



基本方針4 持続可能な社会を担う人づくりを行います (人づくり分野)

(→p48)

環境を守る上で市民や事業者、市が協力することは重要です。このため、環境教育や環境を守る活動に参加しやすくなる環境づくりなどを通じて、持続可能な社会を担う人を育てます。

小学校での出前講座



社会情勢など

- 持続可能な開発目標(SDGs)の達成への貢献
- 2050年カーボンニュートラルの実現
- 生物多様性国家戦略の推進
- 循環型社会構築に向けた課題(廃プラスチック、食品ロス問題など)への対応
- 生活様式の変化 など

市の環境面における主な現状・課題

- 将来的な少子高齢化への備え
- ゼロカーボンシティの実現
- 循環型社会の実現に向けた廃棄物の発生抑制、資源化の推進
- 緑地の減少、生物多様性の低下
- 良好な生活環境の継続的な維持 など

アンケート・ヒアリングなどからの主な現状・課題

【市民】

- 2050(令和32)年に求める姿としてごみ対策や資源化の推進、みどりの保全への関心が高い
- 市内の清潔さや静けさ、みどりの豊かさへの満足度が高く、一方で市内の河川や水辺、市の環境施策に対する満足度が低い
- 環境保全活動に参加したことのある市民は1割程度であり、参加を促すことが必要 など

【事業者、団体】

- 市民団体の高齢化、担い手不足
- 市内事業者の持つノウハウの積極的な活用 など

【中学生、高校生】

- 良いところ:みどりが多い、ごみが少ない
- 改善したいところ:みどりの減少、自転車利用に向いていない道が多い
- 市民(18歳以上)よりも中学生の方が身近な環境への満足度が低い傾向 など

環境未来像 2050

みどり・生きもの・ひと 多様な環^わが引き継がれた持続可能なまち 西東京

基本方針1

ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます
(地球環境分野)

基本方針2

循環型社会の構築に向けて取り組みます
(資源循環分野)

基本方針3

地域の良好な環境を守ります
(地域環境分野)

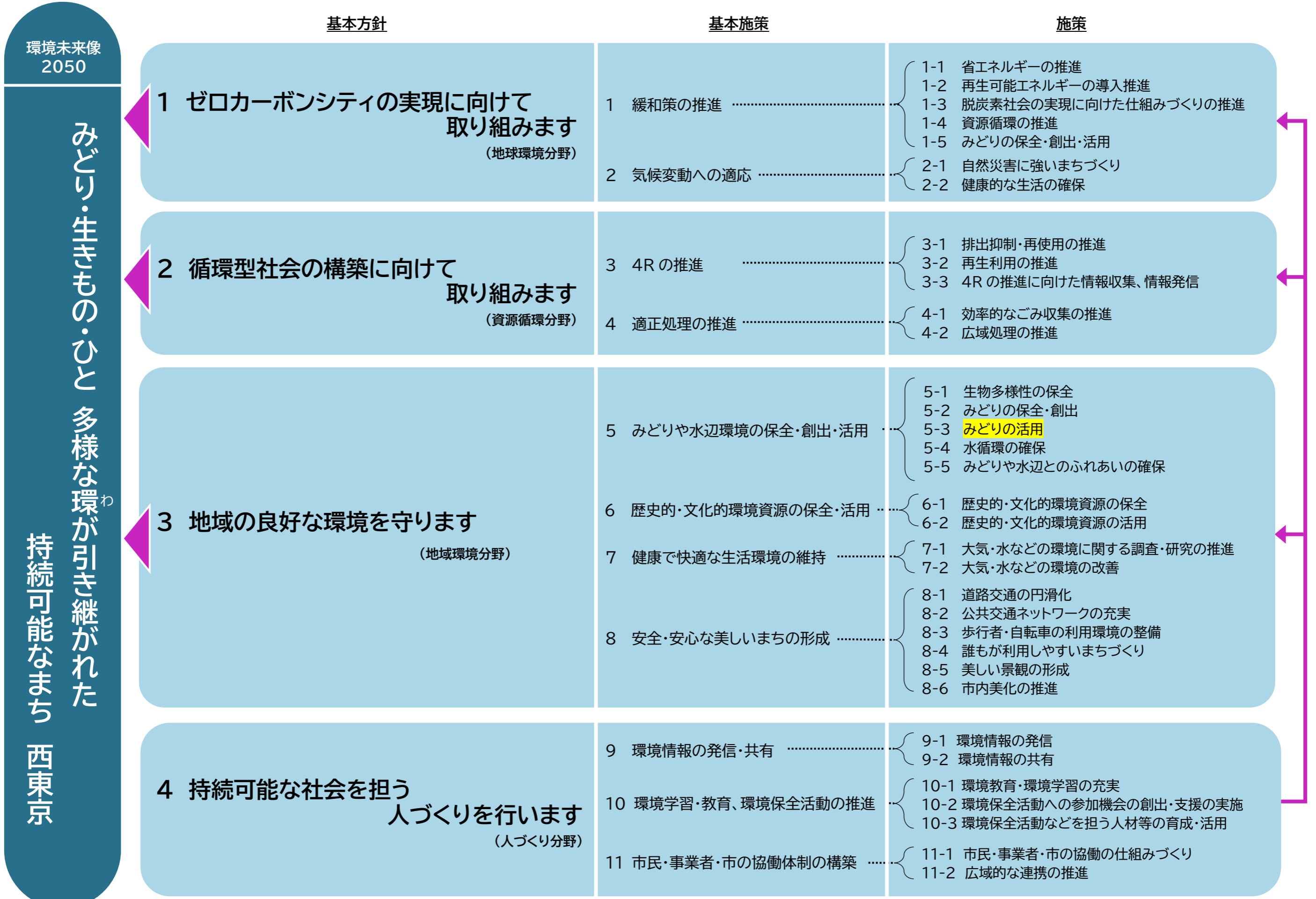
分野横断的な取組: **重点戦略**

(西東京市ゼロカーボンシティ戦略、西東京市生物多様性地域戦略)

基本方針4

持続可能な社会を担う人づくりを行います
(人づくり分野)

計画の体系(環境未来像 2050 の実現に向けた施策の体系)



基本方針1

ゼロカーボンシティの

実現に向けて取り組みます

(西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・西東京市気候変動適応計画)

【関連する SDGs目標】



基本方針1については、西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、西東京市気候変動適応計画を包含していることから、前段でこれらの計画の前提条件などについて示します。

1 西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

1) 基本的事項

① 基準年度/目標年度

国は、「地球温暖化対策計画」において、2030(令和 12)年度を目標年度として掲げており、同様に東京都も「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、2030(令和 12)年度を目標年度と定めています。

このため、本市も目標年度を 2030(令和 12)年度と定め、国・都と一体となり温暖化対策に取り組んでいくこととし、さらに、長期的には2050(令和 32)年におけるゼロカーボンを目指します。なお、温室効果ガス削減目標を設定するための基準年度については、国と同様に 2013(平成 25)年度とします。

本計画の基準年度、目標年度

基準年度	2013(平成 25)年度
目標年度	2030(令和 12)年度

② 対象とする区域/温室効果ガス

この西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、対象とする区域は市域全体とし、日々の暮らしや事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガスの排出・削減に関連した活動が対象となります。

対象とする温室効果ガスについては、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」において対象としている次の 7 種類とします。

CO₂(二酸化炭素)、CH₄(メタン)、N₂O(一酸化二窒素)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン類)、PFCs(パーフルオロカーボン類)、SF₆(六ふっ化硫黄)、NF₃(三ふっ化窒素)

③ 目標値

西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における目標値は、次に示す目標値を掲げることとします。

なお、これらの目標値を設定するにあたっての考え方については、次頁以降に示します。

【温室効果ガス排出削減目標】

2050(令和 32)年までに西東京市の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨とし、中間目標として2030(令和 12)年度における温室効果ガス排出量を2013(平成 25)年度比46%削減とします。

2)温室効果ガスの排出量

都内区市町村では、2007(平成 19)年度から「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」に取り組み、共同・連携による地球温暖化対策を推進しています。また、温室効果ガス排出量の算定においては、都内区市町村の共通手法となるマニュアルに基づき算定を行い、共有を進めています。したがって、本計画内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量については、同プロジェクトにより示された数値を用いることとします。

本市の2013(平成 25)年度以降の温室効果ガス排出量は2016(平成 28)年度まで減少していましたが、近年横ばいとなっており、排出量の算定が可能な最新年度である2020(令和 2)年度は545千t-CO₂でした(図3-1)。

温室効果ガス排出量のガス別内訳をみると、CO₂について2013(平成 25)年度が95.0%、2020(令和 2)年度が90.6%となっており割合が減少しています(図3-2)。

温室効果ガス排出量の部門別内訳についてみると、2020(令和 2)年度において最も排出割合が高いのが民生家庭部門(46.3%)、次いで民生業務部門(27.5%)となっており、両方で7割以上を占めています(図3-3)。2013(平成 25)年度からの推移についてみると、民生家庭部門・運輸部門・産業部門は減少傾向、その他6ガスは増加傾向、その他の部門については概ね横ばいとなっています(図3-4)。

○民生家庭部門 : 運輸部門に含まれるものを除く、家庭で直接消費されたエネルギー消費に伴う排出量(CO₂)

○民生業務部門 : 産業部門、運輸部門に含まれない、事務所・ビル、商業・サービス業施設のエネルギー消費に伴う排出量(CO₂)

○運輸部門 : 自家用車、バス等の旅客部門、陸運や海運、航空貨物等の貨物部門のエネルギー消費に伴う排出量(CO₂)

○産業部門 : 製造業・農林水産業・鉱業・建設業のエネルギー消費に伴う排出量(CO₂)

○廃棄物部門 : 市内から排出された廃棄物の焼却に伴う排出量(CO₂)

○その他6ガス : CH₄, N₂O, HFCs, PFCs, SF₆, NF₃

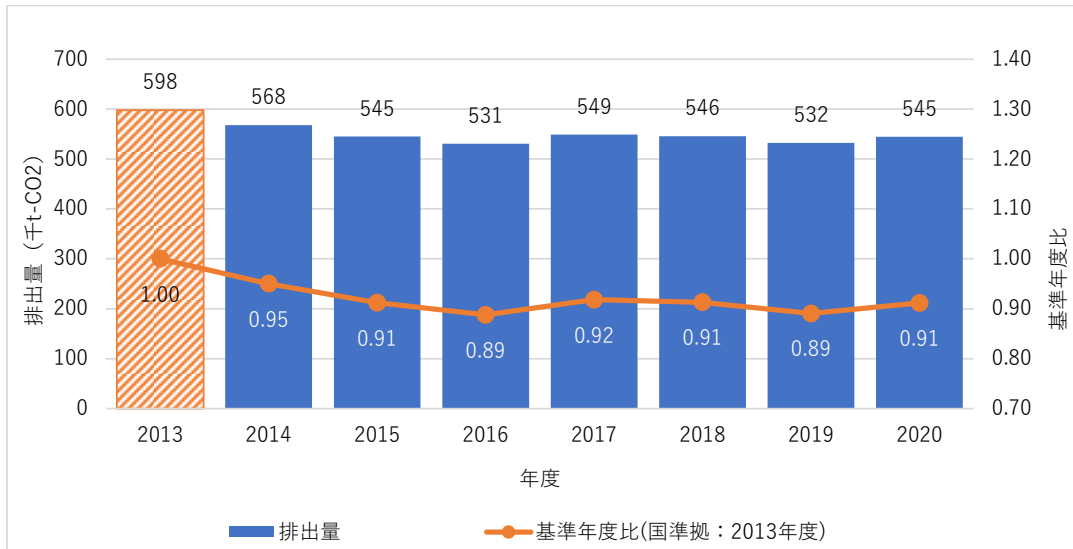


図 3-1 温室効果ガス排出量の推移

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

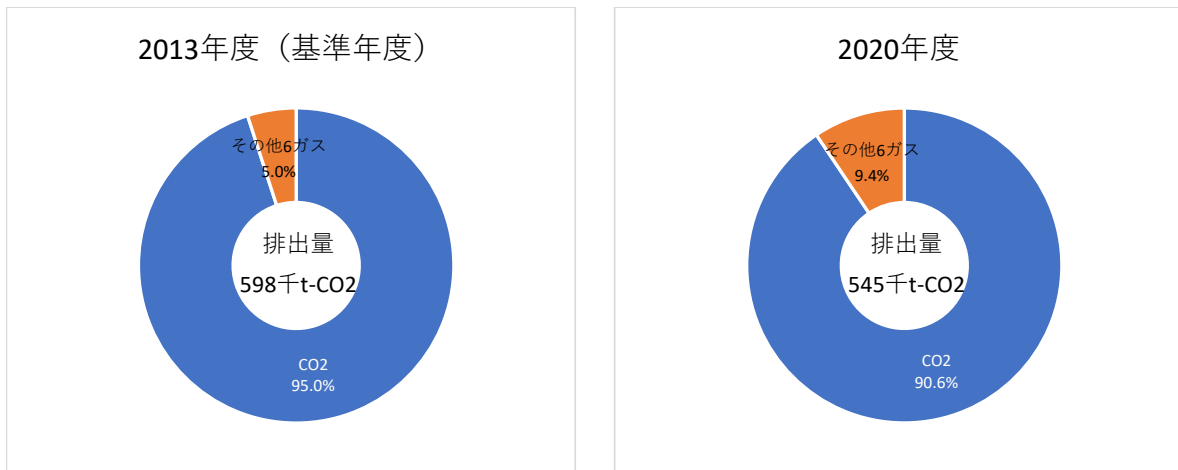


図 3-2 温室効果ガス排出量の内訳(ガス別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

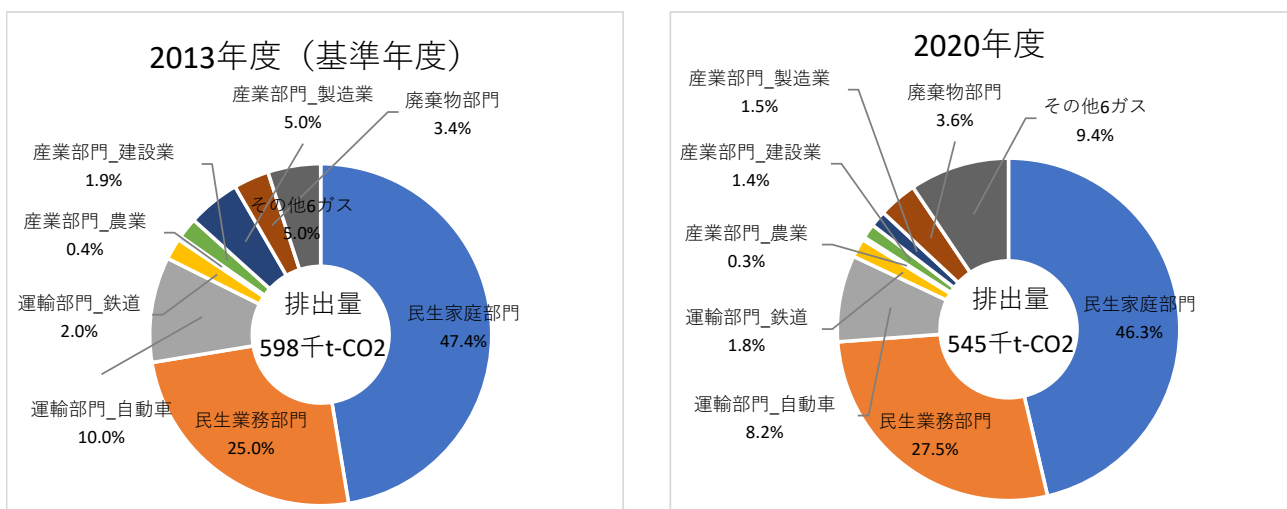


図 3-3 温室効果ガス排出量の内訳(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

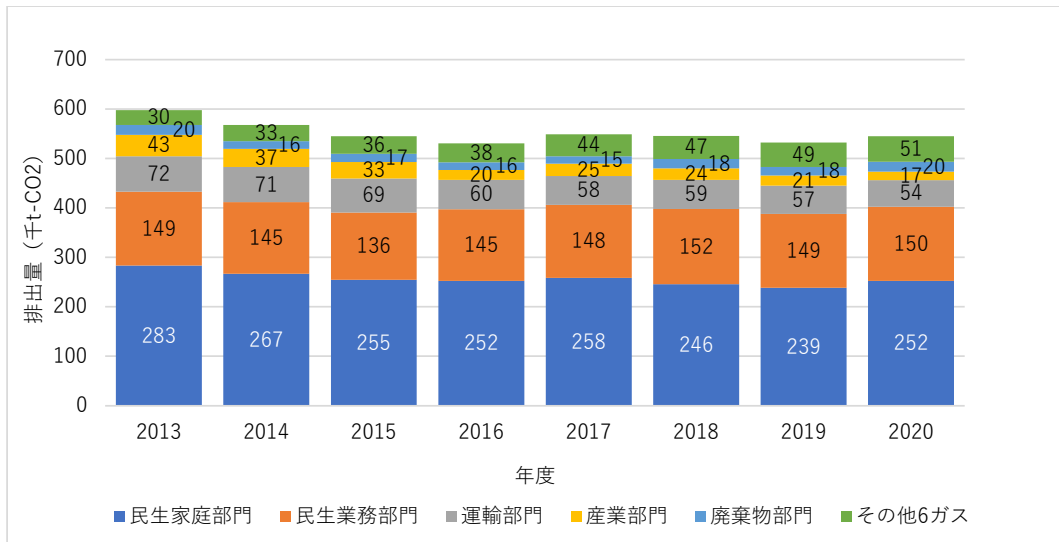


図 3-4 温室効果ガスの排出量の推移(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

3)最終エネルギー消費量

本市の 2013(平成 25)年度以降の最終エネルギー消費量は年度によって変動がありますが、減少傾向にあり、エネルギー消費量の算定が可能な最新年度である 2020(令和 2)年度は 5,527TJ でした(図 3-5)。

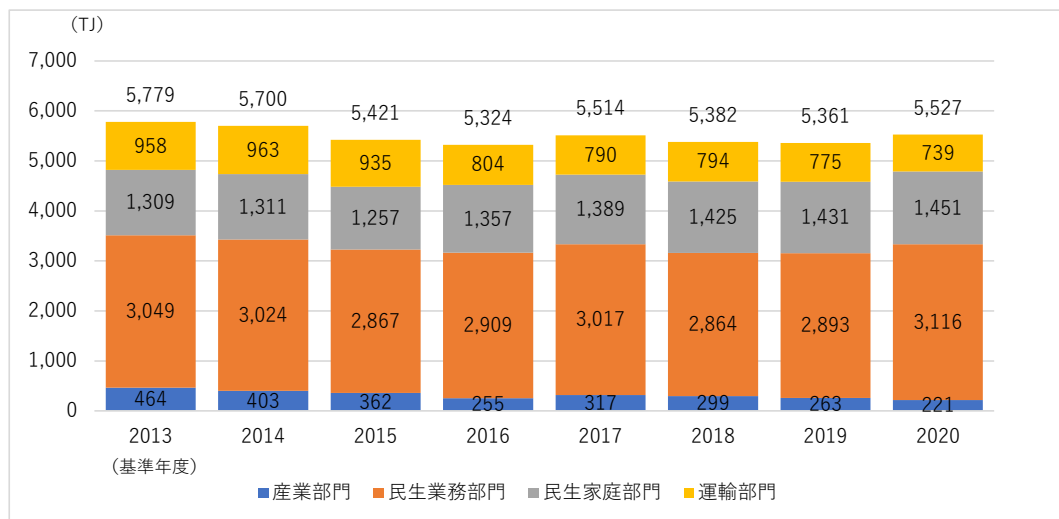


図 3-5 最終エネルギー消費量の推移(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

4) 温室効果ガスの将来排出量と削減可能量

① 温室効果ガス将来排出量(BAU※)について

現状から追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量(現状すう勢(BAU)排出量)について、次に示します。

将来排出量を算定した結果、2030(令和 12)年度における市の温室効果ガス排出量は 551 千 t- CO₂ となり、基準年度(2013(平成 25)年度)比で 8%減少すると予測されます。また、2050(令和 32)年度には 549 千 t- CO₂ となり、2030(令和 12)年度と同様に基準年度比で 8%減少と予測されます(図 3-6)。

部門別排出量をみると、2030(令和 12)年度において最も減少率が高いのは産業部門で 57%、次いで運輸部門で 26%となっており、一方で増加しているのはその他 6 ガスで約 72%増となりました(図 3-7)。

※ BAU= Business As Usual の略

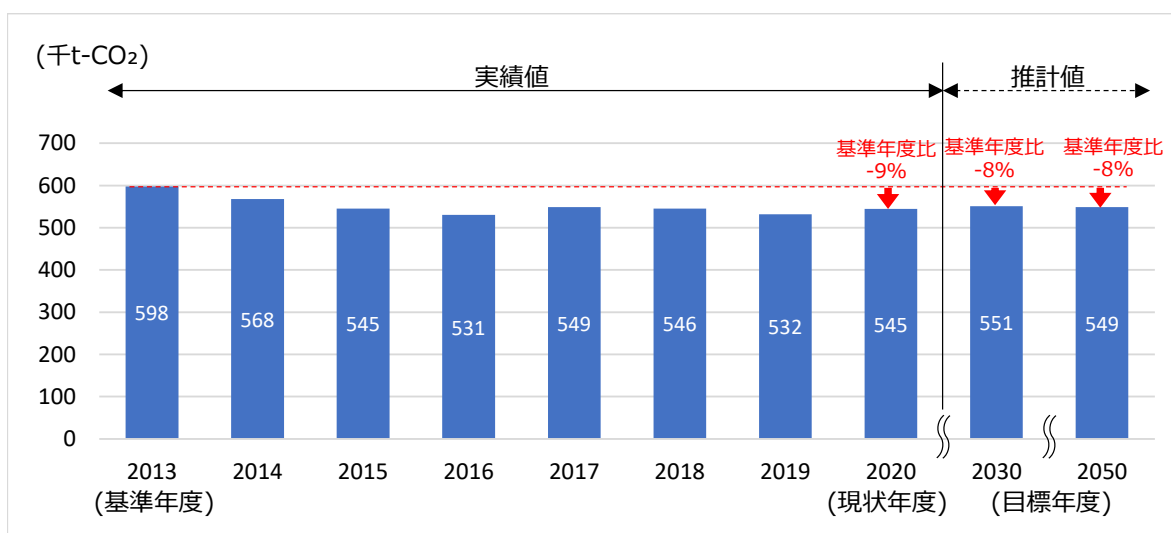


図 3-6 排出量の推移

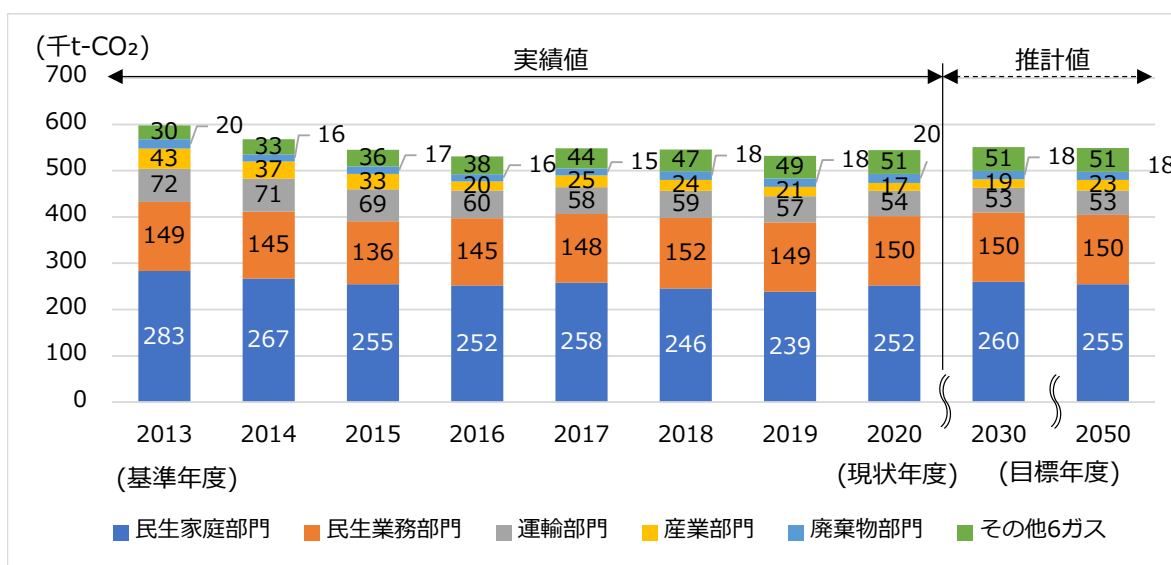


図 3-7 部門別排出量の推移

表 3-1 排出量の推移

単位：千t-CO₂

部門	実績値									推計値			
	2013年度 基準年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 現状年度	2030年度		2050年度		
									短期目標年度	増減率(%)	長期目標年度	増減率(%)	
民生家庭部門	283	267	255	252	258	246	239	252	260	-8%	255	-10%	
民生業務部門	149	145	136	145	148	152	149	150	150	0%	150	0%	
運輸部門	72	71	69	60	58	59	57	54	53	-26%	53	-27%	
産業部門	43	37	33	20	25	24	21	17	19	-57%	23	-48%	
廃棄物部門	20	16	17	16	15	18	18	20	18	-9%	18	-11%	
その他6ガス	30	33	36	38	44	47	49	51	51	72%	51	72%	
総排出量	598	568	545	531	549	546	532	545	551	-8%	549	-8%	

② 目標年度における温室効果ガスの削減可能量

次に、温室効果ガスの将来排出量について、排出削減目標(2013(平成 25)年度比 46%削減)と削減可能量の算定結果の比較を示します。

2013(平成 25)年度から 2030(令和 12)年度にかけては、現状のまま特に追加対策を行わなかった場合、社会経済情勢の変化等に伴って(BAU)46 千 t-CO₂ 減少し、さらに排出削減対策を行うことで合計 275 千 t-CO₂ 減少させることを目標とします。排出削減対策の効果は、省エネ対策等効果^{※1}として 221 千 t-CO₂、再エネ導入効果で 8 千 t-CO₂ を見込んでいます。なお、再エネ導入効果は、太陽光発電について、東京都の導入目標をもとに 2030(令和 12)年度における削減量を算定しました。

この結果から、削減可能量は基準年度比約 46%となっています(図 3-7)。

※1「温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」を基に、本市で対策が想定される項目について活動量で案分

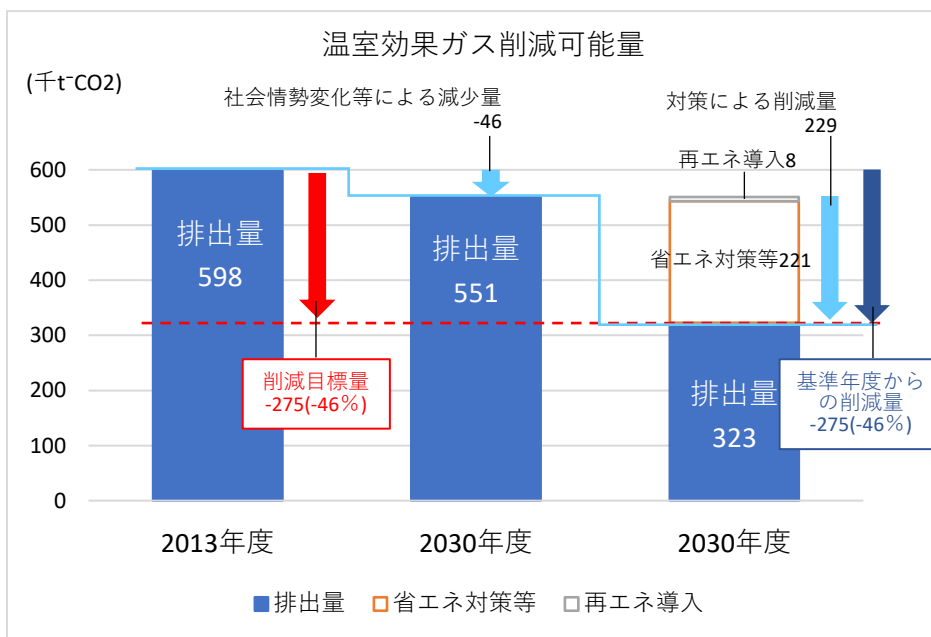


図 3-8 温室効果ガス削減目標及び削減可能量

表 3-2 温室効果ガス削減可能量(概要)

単位：千t-CO₂

区分	2013年度 基準年度	2030年度（目標年度）			
		BAU ①	対策削減見込 ②	対策後排出量 ③(①-②)	2013比削減率 %
民生家庭部門	283	260	100	160	44
民生業務部門	149	150	42	108	28
運輸部門	72	53	23	30	58
産業部門	43	19	8	11	74
農業	2	2	0	2	33
建設業	12	7	0	6	46
製造業	30	11	7	3	89
廃棄物部門	20	18	3	15	24
その他6ガス	30	51	45	6	79
再エネ導入		0	8	-8	-
計	598	551	229	323	46

※端数処理の関係で、表の合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

表 3-3 主な削減対策と削減可能量

部門	対策内容	削減可能量 (千t-CO ₂)
民生家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の省エネ化 ● 高効率な省エネルギー機器の普及 ● 家庭エコ診断 等	100
民生業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 高効率な省エネルギー機器の普及 ● トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 ● クールビズ、ウォームビズの実施の促進 	42
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ● ゼロエミッションビークル(ZEV)の普及、燃費改善 ● 道路交通流対策の推進 ● 公共交通機関及び自転車の利用促進 等	23
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進 ● 工場エネルギー管理システム(FEMS)を利用した徹底的なエネルギー管理の実施 等	8
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進 ● 廃棄物焼却量の削減 	3
その他6ガス	<ul style="list-style-type: none"> ● ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低地球温暖化係数(GWP)化の推進 ● 産業界の自主的な取組の推進 等	45
再エネ導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・事業用太陽光発電設備等の導入 等	8
合計		229

※端数処理の関係で、表の合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

③ 目標年度における最終エネルギー消費量の削減可能性

次に、最終エネルギー消費量について、前述の温室効果ガスの削減可能性を基に算出した削減可能性を示します。前述の排出削減対策を行うことで、最終エネルギー消費量は5,779TJから3,799TJとなり、1,980TJ(基準年比約34%)の削減が見込まれます。

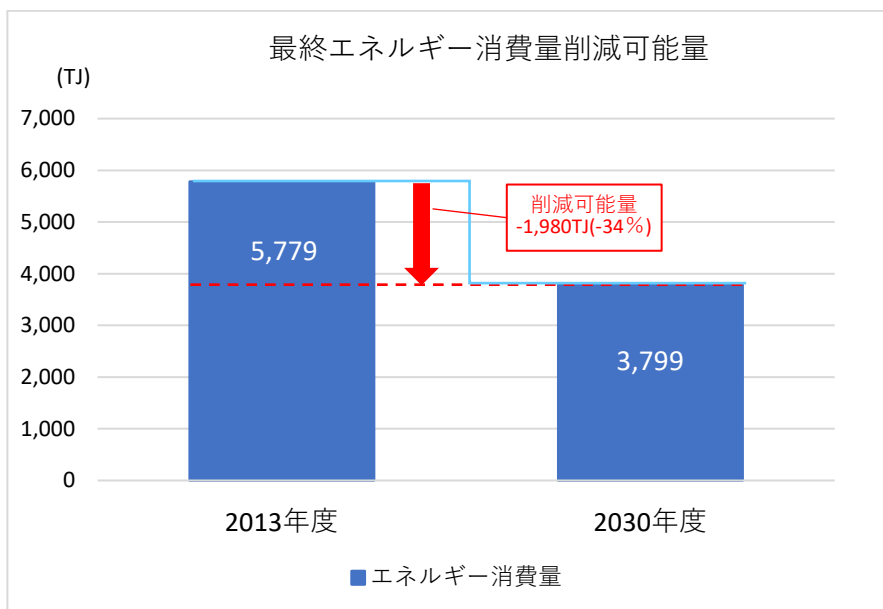


図 3-9 最終エネルギー消費量の削減可能性

2 西東京市気候変動適応計画

1) 気候変動適応計画について

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあるとされています。

今後、地球温暖化の進行に伴いこのようなリスクが更に高まることが予想されていることから、気候変動に対処し、生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るために緩和策(温室効果ガスの排出削減等対策)に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減等を図る「適応策」に取り組むことが重要となっています。

ここでは、気候変動適応計画として、本市の自然的特性、社会的特性を踏まえて気候変動の影響を回避・軽減する取組について、計画的に推進していきます。なお、国は気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく、2018(平成30)年に気候変動適応法を施行しており、本適応計画は、気候変動適応法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけています。

緩和とは?

原因を少なく



緩和策の例

節電・省エネ

エコカーの普及

再生可能エネルギーの活用

森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応とは?

影響に備える



適応策の例

感染症予防のため虫刺されに注意

熱中症予防

災害に備える

水利用の工夫

高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

適応策と緩和策について

出典:気候変動適応情報プラットフォーム

2)気候変動の現状・予測

① これまでの東京都の気候の変化

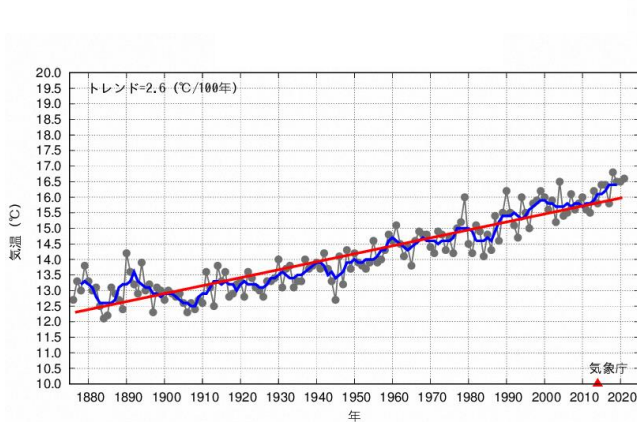
■ 年平均気温・最高気温・最低気温

「東京都の気候変化」(東京管区气象台)によると、東京における年平均、最高、最低気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、1981(昭和 56)年から 2021(令和 3)年の 40 年間の年平均気温は、10 年あたり約 0.5℃の割合で上昇しています。

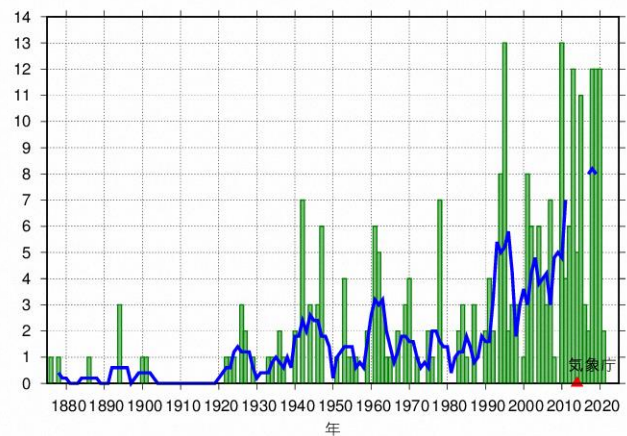
また、年間猛暑日日数は増加傾向にあり、降水量に変化傾向は確認できません。

なお、日本の平均気温の上昇率は 100 年間で約 1.30℃の割合で上昇しています。

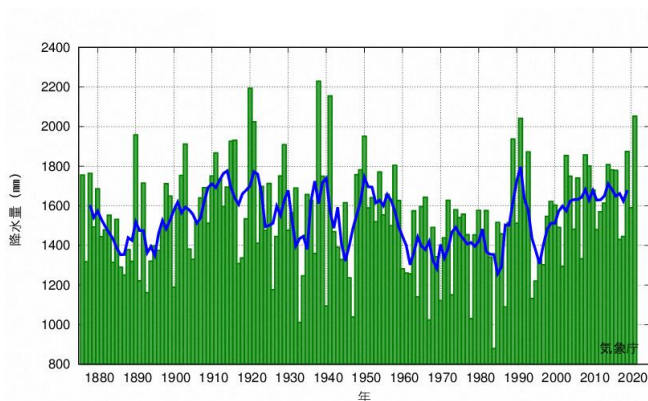
(「気候変動監視レポート 2022」(気象庁)より)



東京の年平均気温



東京の年間猛暑日日数



東京の年降水量

東京都の気候変化

出典:東京管区气象台 東京都の気候変化

② 将来の東京都の気候変化

東京都における気候の変化の将来予測については、2020(令和 2)年に文部科学省・気象庁が公表した「日本の気候変動 2020」で用いられている気象庁の予測に基づくものです。これは、地域気候モデルで再現した現在気候(1980(昭和 55)～1999(平成 11)年)と将来気候(2076～2095 年)を比較した変化で示しています。

ここでは以下の 2 通りの RCP シナリオ※で行った予測の結果を示しています。

- ・4℃上昇シナリオ(RCP8.5):追加的な緩和策を取らなかった世界に相当。
- ・2℃上昇シナリオ(RCP2.6):パリ協定の 2℃目標が達成された世界に相当。

※RCP シナリオ(代表濃度経路シナリオ(Representative Concentration Pathways))について

IPCC は第5次評価報告書から「RCP シナリオ」に基づいて気候の予測や影響評価等を行っています。第4次報告書では、社会的・経済的な将来像による排出シナリオから将来の気候を予測していた「SRES シナリオ」に対して、第 5 次報告書では、代表濃度経路を複数用意し、それぞれの将来の気候を予測するとともに、その濃度経路を実現する多様な社会経済シナリオを策定できる「RCP シナリオ」を用いています。

これにより、例えば「気温上昇を0℃に抑えるためには」と言った目標主導型の社会経済シナリオを複数作成して検討することが可能となります。

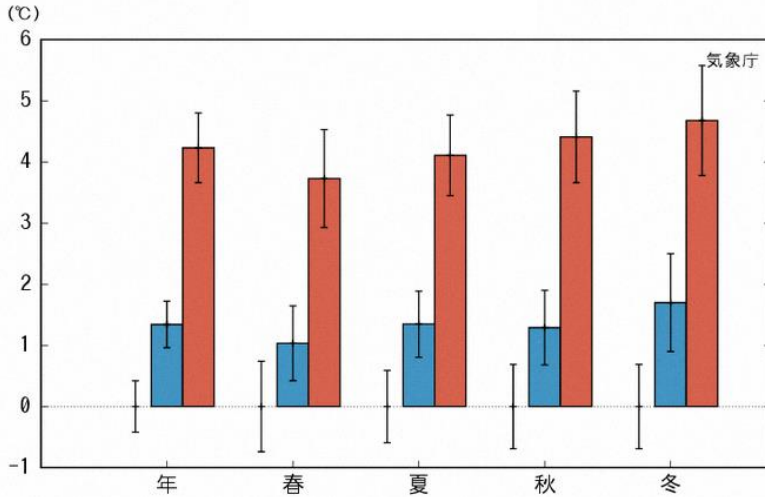
IPCC 第5次評価報告書における RCPシナリオとは		
RCP…Representative Concentration Pathways (代表濃度経路シナリオ)		
略称	シナリオ(予測)のタイプ	
 RCP 2.6	低位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 2.6W/m ²) 将来の気温上昇を 2℃以下に抑えるという目標のもとに開発された排出量の最も低いシナリオ	
 RCP 4.5	中位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 4.5W/m ²)	
 RCP 6.0	高位安定化シナリオ (世紀末の放射強制力 6.0W/m ²)	
 RCP 8.5	高位参照シナリオ (世紀末の放射強制力 8.5W/m ²) 2100 年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ	

出典: IPCC第5次評価報告書および(独)国立環境研究所 地球環境研究センターニュースVol.18をもとにJCCCA作成

出典:全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

■年平均気温

東京都では、最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5 シナリオ)、21 世紀末(2076～2095 年)には、20 世紀末(1980 年(昭和 55 年)～1999 年(平成 11 年))よりも年平均気温が約 4℃高くなると予測されており、将来、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大が考えられます。



東京都における年平均気温のこれからの変化

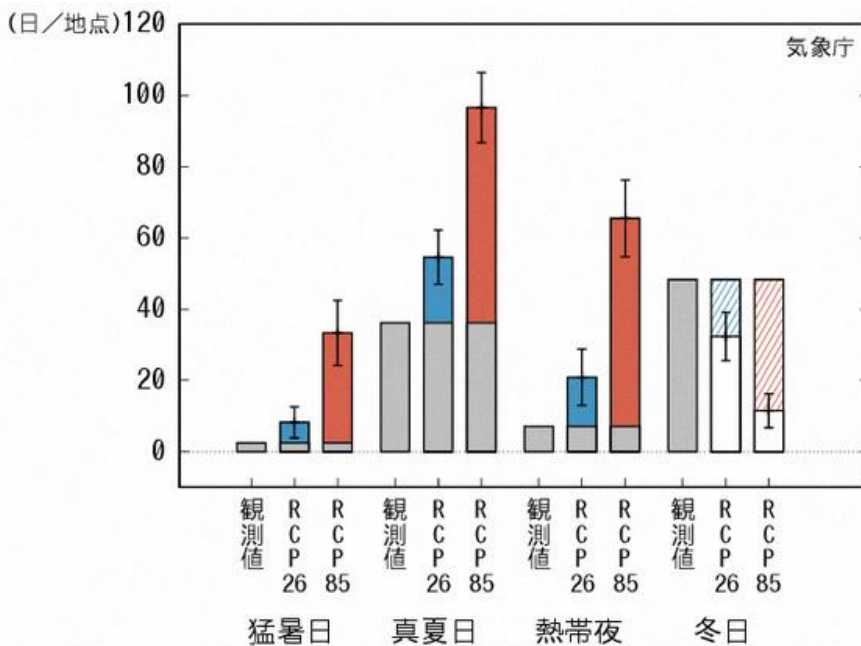
※グラフの見方について

- 予測される変化(20 世紀末と 21 世紀末の差)を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。
- 棒グラフの色は、青が 2℃上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が 4℃上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応。
- 青い棒グラフの左の細い縦線は、20 世紀末の年々変動の幅を示している。

出典:東京管区气象台 東京都の気候変化

■真夏日・猛暑日

東京都では、最も気候変動が進んだ場合(RCP8.5 シナリオ)、猛暑日が 100 年間で年間約 30 日増加すると予測されています。また、真夏日も約 60 日増加すると予測されています。



東京都における真夏日、熱帯夜等のこれからの変化

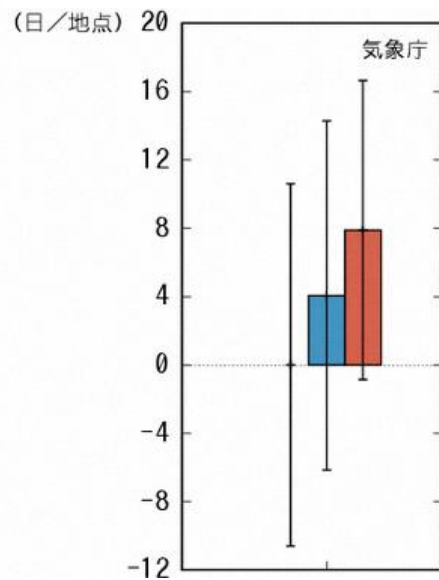
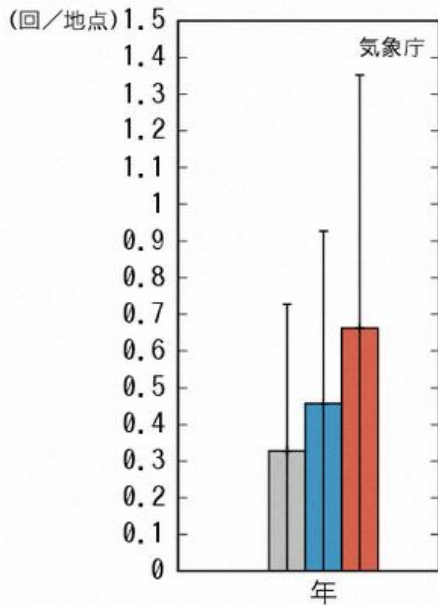
※グラフの見方について

- 20 世紀末の観測結果(灰色部分)に対して、予測される変化(20 世紀末と 21 世紀末の差)を加算または減算した棒グラフで示し、年々変動の幅を細い縦線で示す。
- 予測される変化を表す部分の色は、青が 2℃上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が 4℃上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応する。
- 日数が減少する冬日については、減少量を斜線部分で示す。

出典:東京管区气象台 東京都の気候変化

■年降水量

東京都における滝のように降る雨(1時間降水量 50mm 以上)の発生は、21 世紀末では現在の約 2 倍に増加すると予測されています。一方、無降水日(日降水量 1mm 未満)の発生は現在気候に対して 21 世紀末では年間で約8日増加すると予測されており、この結果、災害発生や水不足などのリスクの増大が懸念されています。



1時間降水量 50 mm以上の発生回数の変化

無降水日数の変化

東京都における降水のこれからの変化

出典:東京管区気象台 気候変動レポート 2018-関東甲信・北陸・東海地方-

※グラフの見方

- ・棒グラフはそれぞれの年間発生回数(無降水日は年間発生日数)、細い縦線は年々変動の幅を示す。
- ・棒グラフの色は、灰色が 20 世紀末、青が 2℃上昇シナリオ(RCP2.6)に、赤が 4℃上昇シナリオ(RCP8.5)に、それぞれ対応する。
- ・無降水日数については、それぞれのシナリオでの予測される変化(20 世紀末と 21 世紀末の差)を示す。

3)本市で考えられる気候変動の影響評価

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の 7 つの分野について、既存文献や気候変動及びその影響予測結果を活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から気候変動による影響を評価しています。本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、以下の観点から、本市で考えられる気候変動の影響について抽出しています。

選定基準①：国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」において、「重大性」「緊急性」「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されているもののうち、本市に存在する項目

選定基準②：本市において、気候変動によると考えられる影響がすでに生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

※凡例

【重大性】◎：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性・確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

本市における気候変動影響評価

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度
農業	農業	野菜等	◇	○	△
		病害虫・雑草等	◎	○	○
水環境・ 水資源	水環境	河川	◇	△	□
	水資源	水供給（地表水）	◎/◎	○	○
		水供給（地下水）	◎	△	△
		水需要	◇	△	△
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◇/◎	○	○
	淡水生態系	河川	◎	△	□
	その他	生物季節	◇	○	○
		分布・個体群の変動	◎	○	○
自然災害	河川	洪水	◎/◎	○	○
		内水	◎	○	○
	その他	強風等	◎	○	△

分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度
健康	冬季の温暖化	冬季死亡率等	◇	△	△
	暑熱	死亡リスク等	◎	○	○
		熱中症等	◎	○	○
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◇	△	△
		節足動物媒介感染症	◎	○	△
		その他の感染症	◇	□	□
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◇	△	△
		脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）	◎	○	△
		その他の健康影響	◇	△	△
産業・経済活動	製造業	－	◇	□	□
	食品製造業		◎	△	△
	エネルギー	エネルギー需給	◇	□	△
	商業	－	◇	□	□
	小売業		◇	△	△
	金融・保険	－	◎	△	△
	建設業		◎	○	□
	医療		◇	△	□
都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等	◎	○	○
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節・伝統行事地場産業等	◇	○	○
			－	○	△
その他	暑熱による生活への影響等	◎	○	○	

※重大性の欄に2つに分かれているものは、気候シナリオの違いによる評価結果を示しています。

左:RCP2.6 及び 2℃上昇相当 右:RCP8.5 及び 4℃上昇相当

「気候変動影響評価報告書総説」(環境省)を基に作成

西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び西東京市気候変動適応計画に基づき、基本方針1の施策として以下の取組を行います。

■ 地球環境分野における現状と課題の概要(詳細はp37 参照)

現状	近年、本市は、温室効果ガス排出量が横ばいで推移している一方、エネルギー消費量が微増して います 。また、再生可能エネルギー(太陽光発電)の設置が増加しています。
課題	地球温暖化対策を推進するため、民生家庭部門、民生業務部門を中心とした温室効果ガスを大幅に削減するとともに、温暖化への備えを進める必要があります。

✓ 基本施策 1 緩和策の推進

地球温暖化対策を推進するため、省エネルギーの推進や太陽光発電設備の導入など再生可能エネルギーの活用、また脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくりを行います。さらに、資源循環の取組やみどりの保全・活用創出を行います。

✓ 基本施策 2 気候変動への適応

今後、地球温暖化がさらに進むことで自然災害や健康被害の増加が懸念されるため、自然災害に強いまちづくりや健康的な生活の確保に取り組めます。

■ 指標、目標値

環境指標	基準値	目標値(2030 年度)
温室効果ガス排出量	598 千 t-CO ₂ (2013 年度)	322 千 t-CO ₂ (2013 年度比 46%減)
最終エネルギー消費量	5,779TJ (2013 年度)	3,799TJ (2013 年度比 34%減)
太陽光発電設備導入量	7,373kW (2013 年度)	17,000kW
クールシェアスポット 施設数	3施設	30 施設

基本施策1 緩和策の推進

施策 1-1 省エネルギーの推進

- ① 家庭や事業所における省エネルギー活動の実施に向けた啓発を行います。
- ② 公共施設における省エネルギー機器の導入を推進します。
- ③ 家庭や事業所における省エネルギー機器の設置を支援します。

施策 1-2 再生可能エネルギーの導入推進

- ① 再生可能エネルギー由来電力の普及・啓発を行います。
- ② 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の普及・啓発を行います。
- ③ 公共施設における再生可能エネルギー由来電力の調達を積極的に進めます。
- ④ 公共施設に太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器の導入を推進します。

施策 1-3 脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくりの推進

- ① 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けたデコ活の普及啓発を行い、環境に配慮した行動を促進します。
- ② テレワークの推進により、通勤に伴う移動に係るエネルギー消費を削減します。
- ③ 住宅のネットゼロエネルギーハウス(ZEH)化や民間施設のネットゼロエネルギービル(ZEB)化などを推進し、建物の運用に係るエネルギー消費を削減します。
- ④ 市内産農産物や国内産農産物の選択・利用を推進し、食物の輸送に係るエネルギー消費を削減します。
- ⑤ 地球温暖化防止対策基金を活用した、森林整備によるカーボンオフセット事業などを検討します。
- ⑥ 環境市民表彰や環境ポイント事業を行い、環境に配慮した行動を推進します。
- ⑦ エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の見える化を行います。
- ⑧ 公共交通機関の充実、自転車の利用環境向上により、移動手段について自動車から公共交通機関や自転車への転換を促進します。
- ⑨ ガソリン車からZEVへの転換を促進します。
- ⑩ 公共施設のZEB化を推進し、建物の運用に係るエネルギー消費を削減します。
- ⑪ 庁用車の新規導入時際にはZEVの調達を推進します。
- ⑫ ZEV普及のため、充電設備の設置を進めます。
- ⑬ フロン、代替フロンの適正処理を行うとともに、ノンフロン冷媒を使用した製品の普及を啓発します。

施策 1-4 資源循環の推進

- ① CO₂の排出削減に向けて、「資源循環の推進」に取り組みます。(「基本方針2 循環型社会の構築に向けて取り組みます」参照(p39))

施策 1-5 みどりの保全・創出・活用

- ① CO₂の吸収源となる、みどりの保全・創出・活用を行います。(「基本方針3 地域の良好な環境を守ります 施策 5-2,3」参照)(p43,44)

基本施策2 気候変動への適応

施策 2-1 自然災害に強いまちづくり

- ① 気候変動による気温上昇に対し、農業のあり方の変更など、地球温暖化の中を生きるための多様な取組を推進します。
- ② 地域防災計画、浸水ハザードマップ、災害廃棄物処理計画などの定期的な見直し、積極的な周知を実施します。
- ③ 局地的な豪雨などを見据えた浸水対策のため、雨水幹線の整備を推進します。

施策 2-2 健康的な生活の確保

- ① 熱中症の発生防止に向けて、市民に対する命と健康を守るための普及啓発及び情報提供、事業者との連携、極端な高温の発生への備えなどを実施します。
- ② 感染症の発生状況などの情報収集を行い、市民などに情報発信を行うとともに、感染症対策について普及啓発を実施します。

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（地球温暖化対策分野編）

市民



- 日常生活における省エネ活動を通じてエネルギーの使用量削減に取り組みましょう。
- 再生可能エネルギーの活用を通じて、排出される二酸化炭素の量を減らしましょう。
- 自転車や公共交通の活用などを通じて自動車の利用を抑制しましょう。
- 台風や集中豪雨などの発生に備えて、西東京市浸水ハザードマップを確認するなど、防災に関する情報を収集しましょう。
- 熱中症の発生に備えて、熱中症対策や暑さ指数の状況について把握しましょう。 など

事業者



- 日常の仕事における無駄なエネルギー利用を見直す、設備更新の際にエネルギー効率の高いものを選択するなど、エネルギーの使用量の削減に取り組みましょう。
- 再生可能エネルギーの活用を通じて、排出される二酸化炭素の量を減らしましょう。
- 自転車や公共交通の活用などを通じて自動車の利用を抑制しましょう。
- 台風や集中豪雨などの災害が発生した場合でも出来るだけ事業活動が継続できるように、BCP(事業継続計画)について検討しましょう。 など

■地球温暖化対策分野の現状と課題

【現 状】

- 本市の温室効果ガス排出量は、2013(平成 25)年度以降で見ると、年度によって増減していますが近年は横ばいで推移しており、温室効果ガス排出量の算定が可能な最新年度である 2020(令和 2)年度は 545 千 t-CO₂ でした。
- エネルギー消費量は、2013(平成 25)年度から 2016(平成 28)年度にかけて減少していますが、2017(平成 29)年度から 2020(令和 2)年度にかけて微増しています。
- 再生可能エネルギー導入容量は 8,264kW となっており、内訳として 10kW 未満の太陽光発電が 80%、残りが 10kW 以上の太陽光発電となっています。
- 導入容量累積の経年変化についてみると、2014(平成 26)年度から 2020(令和 2)年度の 6 年間で導入量が 1.6 倍に増加しました。
- 水害発生時の危機管理対策として、西東京市浸水ハザードマップの公表や石神井川河川監視カメラによる水位情報の発信などを行っています。
- 熱中症対策として、市ではホームページで熱中症対策や暑さ指数の実況や予測について情報発信を行っています。

【課 題】

- 本市の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の推移は、2013(平成 25)年度から 2016(平成 28)年度にかけて減少していますが、2017(平成 29)年度以降横ばいとなっています。本市の温室効果ガス排出量の 7 割以上が民生家庭部門、民生業務部門から排出されているため、これらへの対策が必要です。また、温室効果ガス排出量の約 9 割がエネルギー消費に由来しているため、一層の省エネが必要です。
- 今後、温暖化の進行に伴って水害や熱中症など健康被害の増加など、さまざまな影響が生じることが予想されており、これらへの対策が必要です。

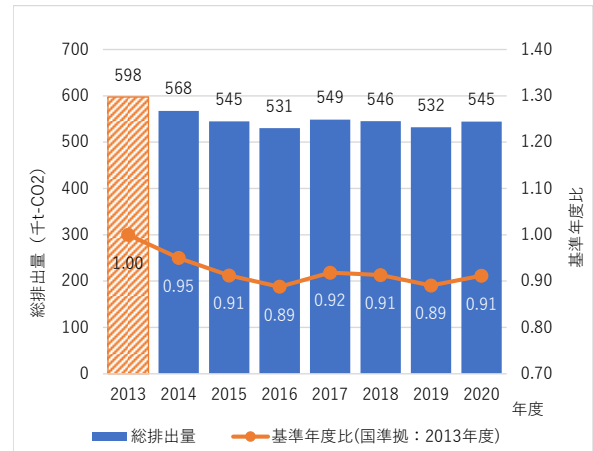


図 3-1 温室効果ガス排出量の推移
出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

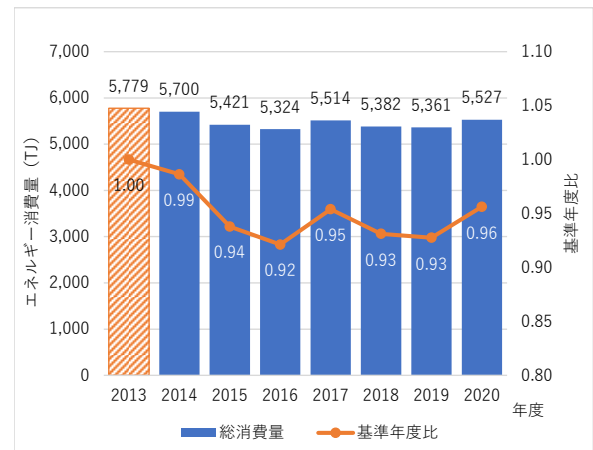


図 3-2 エネルギー消費量の推移
出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

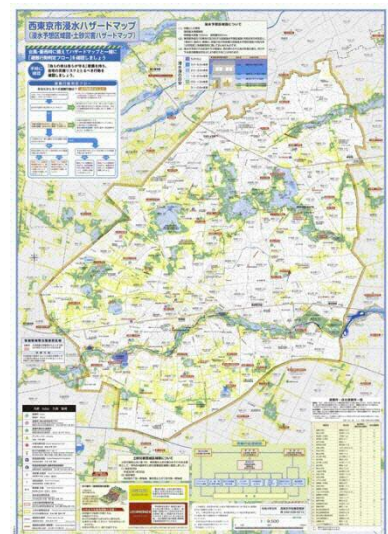


図 3-3 西東京市浸水ハザードマップ
出典:西東京市

基本方針2

循環型社会の構築に

向けて取り組みます

【関連する SDGs目標】



■ 資源循環分野における現状と課題の概要(詳細はp41 参照)

現状	近年、本市は人口が増えたことで出されるごみの全体量も増加していますが、「市民1人が出すごみの量」は横ばいを維持しています*。
課題	ごみを「できるだけ出さない」「できるだけ再利用する」「できるだけリサイクルする」ことで、ごみを減らして資源として有効利用を行います。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じた2020年を除く

✓基本施策3 4Rの推進

4Rを推進するため、**ごみの排出抑制やまだ使えるものの再利用、不要なものを受け取らない、再生利用などに取り組むとともに、市民や事業者が4Rに取り組むことができるように情報収集や情報発信を行います。**

✓基本施策4 適正処理の推進

資源化できないごみを適正に処理するため、効率的なごみ収集や周辺自治体と共同したごみの広域処理を推進します。

■ 指標、目標値

環境指標	現状(2022年度)	目標値(2033年度)
家庭ごみ原単位	353g/人・日	333g/人・日
ごみ排出量	32,967t/年	31,739t/年
資源化率	32.4%	33.2%

基本施策3 4Rの推進

施策3-1 排出抑制・再使用の推進

- ① マイバッグやマイカップなどの活用、無駄のない食材の活用や生ごみ分別回収などを通じた、家庭から排出されるごみの減量のための取組周知を行います。
- ② ごみ排出量、処理費、市民意識などの変化の分析・検証を行います。
- ③ 事業系一般廃棄物の削減に向けて、事業者への減量化・資源化などについての指導を行います。
- ④ フードドライブを実施することで、食べられるのに廃棄される食品(食品ロス)を削減します。
- ⑤ フリマアプリやリユースショップ、シェアリングサービス、サブスクリプションサービスの活用など、ストックを最大限に活用するための取組周知を行います。
- ⑥ 外出時やイベント開催時におけるマイカップ、マイ箸、マイ容器、リユース食器などの利用を推進します。

施策3-2 再生利用の推進

- ① 市民団体や自治会・町内会、集合住宅などによる資源物の集団回収活動、事業者と協働した店頭回収を推進します。
- ② プラスチック資源循環戦略に基づく、より効果的なプラスチック資源の回収や、リサイクルの拡大と高度化についての検討を行います。
- ③ 使用済小型電子機器などの再資源化を推進します。
- ④ バイオマスプラスチック等製ごみ袋の活用を検討します。

施策3-3 4Rの推進に向けた情報収集、情報発信

- ① ごみ減量、排出ルール of 徹底に向けた、情報発信、講座などによる啓発を実施します。
- ② エシカル消費やグリーン購入など環境保全につながる消費行動を普及啓発します。
- ③ ごみの排出抑制や再資源化を促進する方法について調査・検討します。

基本施策4 適正処理の推進

施策4-1 効率的なごみ収集の推進

- ① 収集・運搬車両の台数の見直しを検討します。
- ② 収集・運搬を円滑により効率的に行うため、市民のごみ排出マナー向上を推進します。

施策4-2 広域処理の推進

- ① 適正な処理の継続に向けた、柳泉園クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設などの適切な維持管理、施設の更新について柳泉園組合及び構成市において検討します。
- ② ごみ処理の効率化に向けて、周辺自治体や事業者との共同による資源化の取組を検討します。

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（資源循環分野編）

市 民



- 必要なものを必要な分だけ購入し、できるだけごみとして出す量を減らしましょう。また、ものを購入するのではなく、リースやレンタル、シェアリングサービスなどの**サービスサイジングビジネス**を活用しましょう。
- 調理の際には作り過ぎない、食材の消費期限を確認し無駄にしない、できるだけ残さず食べるなどに取り組み、食品ロスを減らしましょう。
- ごみを資源として利用するため、市の分別区分を守って資源ごみを出すことや、店頭や市民団体や自治会・町内会、集合住宅単位などでの資源ごみ回収を有効利用しましょう。
- プラスチック製品を購入する際は、再生利用されたプラスチックやバイオマス由来のプラスチックを使用しているものを選びましょう。
- まだ使用することができるけれども不要になったものは、**フリマアプリやリユースショップ**を活用するなど、再使用されるようにしましょう。 など

事 業 者



- 社内での**ごみ出しの**ルール作りや社員教育を通じて、ごみ排出量の削減、分別の徹底による再資源化に努めましょう。
- 製品の製造においては、製造工程の見直しなどを行い、できるだけ廃棄物が発生しないように工夫しましょう。
- 食品卸売業、食品販売業では商品の管理を通じてできるだけ食品ロスが出ないように努めるとともに、フードバンクやフードドライブを活用しましょう。
- ペットボトルや食品トレーなどの店頭回収をはじめとして、再資源化に向けて使用済製品の回収に取り組みましょう。
- プラスチック製品を製造する際には、素材原料として再生プラスチックやバイオマス由来のプラスチックを採用し、製品設計に当っては分解のし易さやプラスチック使用量を削減する工夫を行いましょう。 など

■資源循環分野の現状と課題

【現 状】

- 本市では、分別に対する市民・事業者の理解と協力のもと 4R に取り組んでいます。
- 2017(平成 29)年度以降についてみると、ごみ排出量は増加傾向となっている一方、1人1日当たりごみ排出量は概ね横ばいで推移しており、ごみ排出量の増加は人口の増加の影響であることがわかります。
- 2007(平成 19)年度から戸別収集、指定袋収集、プラスチック容器包装類の分別収集並びに金属類と廃食用油の集積所回収を開始し、資源化も進んでいます。2013(平成 25)年 4 月に「小型家電リサイクル法」が施行され、本市においても小型家電の回収を実施しています。
- 古紙類の資源化の促進を図るため、家庭で使用しなくなった紙袋の提供を受けるとともに、古新聞を活用した「ざつがみばっぐ」を推奨し、作り方の周知も行っています。障がい者自立支援に係る雇用促進の一環として、ごみ減量推進課で作成し、田無庁舎、エコプラザ西東京において配布を行っています。
- 生ごみ及び剪定枝の回収、資源化を実施しており、事業者による堆肥化や燃料化を通じたバイオマスの利活用を行っています。
- 多摩地域において、広域的な焼却残さの処理方法として、2006(平成 18)年度よりそれまで埋め立てていた焼却灰のエコセメント化を実施しています。

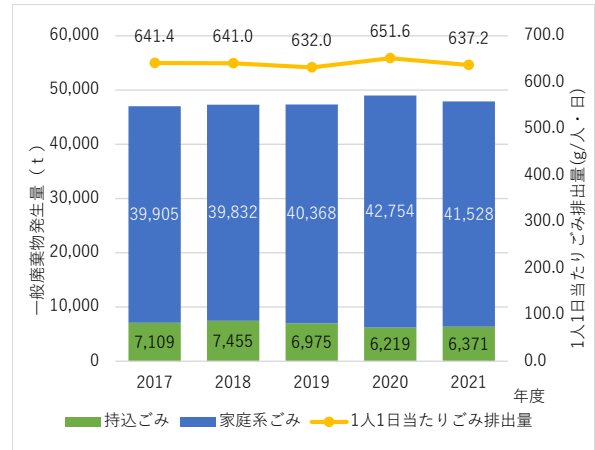


図 3-11 一般廃棄物発生量の推移
出典：西東京市



ざつがみばっぐ

【課 題】

- ごみ排出量は概ね横ばいとなっており、近年は新型コロナウイルス感染症の影響で在宅時間が増加したことにより家庭ごみの量が増えていると考えられることから、引き続き排出削減対策が必要です。
- 資源化率については概ね横ばいで推移しており、排出抑制、再使用を基本とした排出削減を進めるとともに、分別の徹底による資源化の推進に努める必要があります。

基本方針3

地域の良好な環境を守ります

【関連する SDGs目標】



■ 地域環境分野における現状と課題の概要(詳細はp47 参照)

現状	本市には雑木林、農地などの武蔵野の景観が残され、これらのみどりと河川や公園が水とみどりのネットワークを形成しています。また、都市計画道路の整備が進められており、歩行者や自転車利用者に配慮した環境づくりが行われています。
課題	雑木林や農地などの宅地化によってみどりが減っており、これらの保全に取り組む必要があります。また、大気や水質、騒音など、良好な生活環境をこれからも維持していく必要があります。

✓ 基本施策 5 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

生物多様性の保全や公園、緑地の保全・活用に取り組むとともに、農地の保全や水循環の確保、みどりや水辺とのふれあいの確保を通じて市内の自然環境を保全します。

✓ 基本施策 6 歴史的・文化的環境資源の保全・活用

地域の歴史や文化は地域の自然環境や生態系などと結びついていることを理解し、歴史的・文化的環境資源の保全や活用を行います。

✓ 基本施策 7 健康で快適な生活環境の維持

事業活動や市民生活によって生じる影響から生活環境を保全するため、大気・水質などの環境に関する調査・研究や、環境への影響が生じた場合に改善へ取り組みます。

✓ 基本施策 8 安全・安心な美しいまちの形成

道路ネットワーク及び交通ネットワークの円滑化や充実、歩行者・自転車利用環境の整備、誰もが利用しやすいまちづくりに取り組むとともに、美しい景観の形成や市内美化を推進します。

■指標、目標値

環境指標	現状(2022年度)	目標値(2033年度)
保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定状況	872本(保存樹木) 19,783㎡(保存樹林) 7,618m(保存生垣)	緑化審議会による答申に合わせる
公園ボランティア数	941人	同上
郷土資料室の来館者数	2,165人	3,000人
大気環境基準の達成状況	二酸化窒素…3/3 浮遊粒子状物質…3/3 光化学オキシダント…0/1 (達成地点/測定地点)	二酸化窒素…3/3 浮遊粒子状物質…3/3 光化学オキシダント…1/1 (達成地点/測定地点)
河川の水質環境基準の達成状況	BOD…0.9(mg/L) (石神井川溜漕橋)	環境基準以下を維持 (BOD…3 mg/L 以下)
自動車騒音環境基準の達成状況	昼間…94% 夜間…88%	昼間…100% 夜間…100%

基本施策 5 みどりや水辺環境の保全・創出・活用

施策 5-1 生物多様性の保全

- ① 市内の生物多様性の現状についての調査を実施します。
- ② 野生生物の生息基盤に着目し、緑地を保全します。
- ③ 生物多様性に関する意識啓発を実施します。
- ④ 外来種に関する情報発信、栽培や飼育などについて周知します。
- ⑤ 生態系に影響を与える恐れのある生物種について、必要に応じて防除を実施します。

施策 5-2 みどりの保全・創出

- ① 樹林地等の保全のための取組を支援します。
- ② 農地の保全として、生産緑地の保全、次世代農業者の農地確保など、持続可能な農業経営に向けた取組を推進します。
- ③ 民有地内の緑化として生垣や花壇の造成などの取組を支援します。
- ④ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」に基づいた緑地の保全・創出の指導などをします。
- ⑤ 道路の新規整備、改修などの際に街路樹等の整備、維持管理を実施します。
- ⑥ 公共施設における敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化を推進します。
- ⑦ 公園などの公共用地の花壇において、市民協働で植え付け・管理など行います。
- ⑧ 市民協働で公園や緑地などの維持・管理を行うための人材育成を実施します。

施策 5-3 公園・緑地の活用

- ① 公園などの公共用地の花壇において、市民協働で植え付け・管理など行います。
- ② 市民協働で公園や緑地などの維持・管理を行うための人材育成を実施します。

施策 5-3 みどりの活用

- ① 多面的な機能を持つ農地や緑地をグリーンインフラとしての活用を促進します。
- ② 市民が農業とふれあい、都市農業への理解を深めるため、市民農園など農地の活用を推進します。

施策 5-4 水循環の確保

- ① 家庭、道路や公共施設、農地や緑地の保全による雨水の地下浸透を促進します。
- ② 雨水流出抑制指導や雨水浸透施設設置に対する助成事業を推進します。
- ③ 公共施設での雨水利用方法を検討します。

施策 5-5 みどりや水辺とのふれあいの確保

- ① 歩いて楽しめる魅力ある空間づくりを実施します。
- ② 市民がみどりに親しむ機会の提供について検討します。

基本施策 6 歴史的・文化的環境資源の保全・活用

施策 6-1 歴史的・文化的環境資源の保全

- ① 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財の保存や復元を実施します。
- ② 郷土に関する民具・農具などの文化財資料について、収集・整理、公開を行います。
- ③ 文化財とその周辺の自然環境などを一体的に捉えたみどりの保全を実施します。

施策 6-2 歴史的・文化的環境資源の活用

- ① 市内の自然の中で歴史を刻み続けてきた社寺・遺跡などの文化財や武蔵野の面影を残す雑木林・屋敷林に親しむ機会を提供します。

基本施策 7 健康で快適な生活環境の維持

施策 7-1 大気・水などの環境に関する調査・研究の推進

- ① 大気や水質、騒音、土壌などの現状の継続的なモニタリング、調査結果の収集・公表を実施します。
- ② 市民ボランティア・NPOなどと連携した環境調査等を実施します。
- ③ 環境に影響を及ぼす可能性のある事業活動に対して、調査を行います。
- ④ 環境の状況に応じた、国や東京都と連携した被害防止に向けた対応を実施します。

施策 7-2 大気・水などの環境の改善

- ① ガソリン車から ZEV への転換を促進します。
- ② 公共下水道への接続を啓発します。
- ③ ディーゼル車規制や土壌汚染対策などの環境汚染対策を推進します。
- ④ 環境法令に基づき、適切な指導を行うことで、誰もが健康で快適に生活できる環境づくりを実施します。

基本施策 8 安全・安心な美しいまちの形成

施策 8-1 道路交通の円滑化

- ① 交通渋滞対策として、都市計画道路を中心とした幹線道路の整備の実施、関係機関との連携による対策を検討します。
- ② 車や歩行者がスムーズに通行できるよう、道路と鉄道の立体交差化に向けた取組を推進します。

施策 8-2 公共交通ネットワークの充実

- ① コミュニティバス(はなバス)の利用実態や市民ニーズを踏まえた効率的な運行に努めます。
- ② 公共交通機関の利用促進を実施します。

施策 8-3 歩行者・自転車の利用環境の整備

- ① 都市計画道路の新規整備において、歩きやすく、自転車を利用しやすい環境の整備を実施します。
- ② 都市計画道路の新規整備において、歩車道の段差解消などユニバーサルデザインの視点を踏まえるとともに、無電柱化を関係機関と連携し実施します。
- ③ 危険箇所の局所改修や、カーブミラーなどの道路安全施設の整備を実施します。

施策 8-4 誰もが利用しやすいまちづくり

- ① 誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインを踏まえた整備などを推進します。
- ② 都市基盤の計画的な更新や長寿命化対策についての検討を実施します。

施策 8-5 美しい景観の形成

- ① 屋外広告物、看板について、周囲景観と調和するよう適正な許可を実施します。
- ② 屋敷林など特色あるみどりの景観や社寺などの歴史的景観を保全します。
- ③ 管理されていない空き家等対策として、所有者への適正管理のための助言や情報提供を実施します。

施策 8-6 市内美化の推進

- ① 駅周辺や河川周辺をはじめとした、市民の美化活動の支援を実施します。
- ② ポイ捨てや路上喫煙防止対策のPR活動を実施します。
- ③ ペットの飼い方マナーについての意識啓発を実施します。

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（地域環境分野編）

市民



- 樹林地や緑地の所有者は保全や適切な管理を行いましょう。また、自宅敷地内やベランダなどで植物を育てましょう。
- 市内の樹林地や緑地、河川について、管理を行うボランティア活動に参加し、維持管理に協力しましょう。また、市内の農地を保全するため、地産地消に取り組み、市内産農産物の消費拡大に協力しましょう。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動や、自然環境の調査に協力して、地域内の生物多様性の保全に協力しましょう。また、外来種の防除活動への協力や、生き物を飼育する場合に適正な飼育を行いましょう。
- 郷土の歴史や文化に興味を持ち、保全に協力しましょう。
- 自動車の利用を減らしたり、環境に配慮した運転マナーを徹底したりすることで、大気環境の保全や騒音の発生の抑制に努めましょう。
- ごみやたばこのポイ捨てを行わない、ペットのフンは持ち帰るなど、美しいまちを守るためのマナーを守りましょう。また、地域で行われる美化活動に参加しましょう。 など

事業者



- 事業所敷地内やベランダ、屋上などで植物を育てましょう。
- 市内の樹林地や緑地、河川について、管理を行うボランティア活動に参加し、維持管理に協力しましょう。また、市内の農地を保全するため、市内産農産物を販売することや食材として活用することで、消費拡大に協力しましょう。
- 野生生物の生育・生息地の保全活動や、自然環境の調査に協力して、地域内の生物多様性の保全に協力しましょう。また、外来種の防除活動に協力しましょう。
- 郷土の歴史や文化の保全に協力しましょう。
- 事業活動での自動車の利用を減らしたり、環境に配慮した運転マナーを徹底したりすることで、大気環境の保全や騒音の発生抑制に貢献しましょう。
- 工場などのばい煙や汚水などの適正処理についての自主的な検査、事業活動における公害対策、環境負荷の状況などの情報の共有に協力しましょう。
- 化学物質の使用、排出、廃棄について、環境に負荷を与えないように適正に管理しましょう。 など

■地域環境分野の現状と課題

【現 状】

- 本市には、雑木林、屋敷林、農地などの武蔵野の景観が残されていますが、みどりは、都市化とともに減少傾向にあります。また、**農地は、農業従事者の高齢化や後継者等の担い手不足による農家数の減少や宅地、駐車場などへの転用により減少している。**
- 市内を流れる石神井川は、市民団体などによって清掃活動が継続的に行われており、市民の憩いの場として良好な水辺環境が形成されていますが、一方で水が流れていない場所や魚類などの生息が確認できない場所もみられます。
- 都立東伏見公園では、東京都と連携を図り、自然環境を保全しつつ石神井川と公園を一体として整備することにより、水とみどりのネットワークづくりが進められています。
- 市内には、国史跡である下野谷遺跡や玉川上水をはじめ、国名勝である、玉川上水の両岸に植樹されたヤマザクラの並木である小金井(サクラ)など、国、都や市の指定文化財が多数存在しています。
- 市内の都市計画道路では歩行者、自転車に配慮した整備が進められています。

【課 題】

- 雑木林や屋敷林、農地などの自然環境は生物多様性の保全や防災・減災などの多様な機能を担うグリーンインフラとして重要であることから保全に努める必要があります。
- 大気質や河川水質をはじめとした生活環境は概ね良好な状態が維持されており、今後も維持に努める必要があります。
- 歩行者、自転車利用者の安全性に配慮するため、道路の新規整備において、引き続き歩行者・自転車空間の確保に努める必要があります。

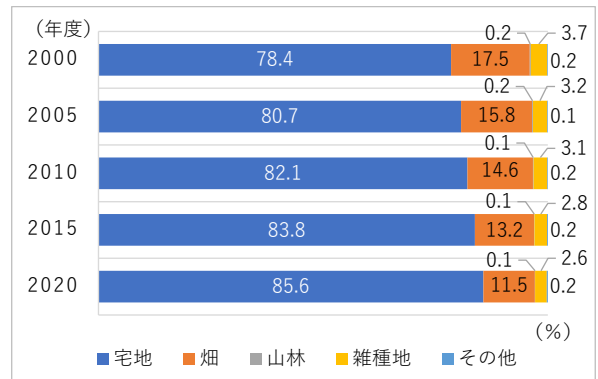
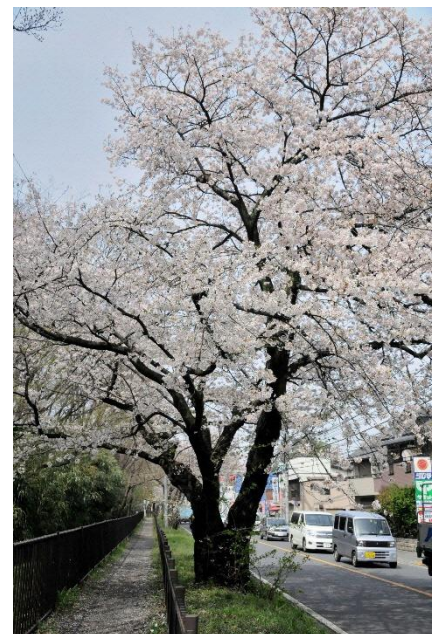


図 3-12 土地利用分類の推移
出典:西東京市



国名勝 小金井(サクラ)



国史跡 下野谷遺跡

基本方針4

持続可能な社会を担う人づくりを行います

【関連する SDGs目標】



■ 人づくり分野における現状と課題の概要(詳細はp51 参照)

現状	下保谷四丁目特別緑地保全地区、エコプラザ西東京などの地域資源を活かしながら、市民や団体が参画して環境に関する催しや講座などが行われています。
課題	団体活動の支援や市民・事業者が取組に参加する機会や場を作るなど、市内の環境保全活動をもっと促すための取組が必要です。

✓ 基本施策 9 環境情報の発信・共有

市が主体となって、ホームページやイベント、講座などを通じて市民に環境関連情報の発信や、事例公表などによる市民や事業者が持つ環境情報の共有に取り組みます。

✓ 基本施策 10 環境学習・教育、環境保全活動の推進

一人ひとりが環境問題を「自分ごと」と考え、環境保全に取り組むため、環境学習・教育を充実させるとともに、参画の場となる環境保全活動を推進します。

✓ 基本施策 11 市民・事業者・市の協働体制の構築

環境保全に向けて、市民・事業者・市の協力体制を構築するとともに、国や東京都などと広域的な体制づくりも行います。

■ 指標、目標値

環境指標	現状(2022年度)	目標値(2033年度)
環境学習事業数	86 事業	140 事業
環境学習講座への参加者数	2,196 人	3,500 人
協働事業数	27 事業	35 事業

基本施策 9 環境情報の発信・共有

施策 9-1 環境情報の発信

- ① 市民・事業者が必要とする環境情報を提供します。
- ② 環境情報を幅広く提供するイベントや講座を開催します。
- ③ 環境教育・環境学習の推進や環境保全活動を支援するための拠点として、エコプラザ西東京の機能充実を図ります。

施策 9-2 環境情報の共有

- ① 市民・事業者からの情報を受信し双方向の情報共有を実施します。
- ② 地域の環境教育・環境学習、環境保全活動の事例の公表、表彰を実施します。

基本施策 10 環境学習・教育、環境保全活動の推進

施策 10-1 環境教育・環境学習の充実

- ① 環境教育・環境学習などの機会や内容を充実します。
- ② 未就学児に対し、出前講座やリーフレットの配布など、環境の大切さを身近に知る機会を設けます。
- ③ 教育機関との連携を図りながら、学校教育における子どもたちが主体的に学ぶことができる環境に関する取組を充実します。
- ④ SDGsの実現に向けた取組の必要性や具体的な取組について学ぶ機会の提供や啓発を実施します。

施策 10-2 環境保全活動への参加機会の創出・支援の実施

- ① 環境保全活動への参加意識を啓発します。
- ② 子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会を充実します。
- ③ 市民団体による環境保全活動の実態把握・活動支援を実施します。

施策 10-3 環境保全活動などを担う人材等の育成・活用

- ① 環境学習や環境保全活動に関する人材を育成します。
- ② 環境に関する専門家や、環境教育・環境学習の指導ができる市民や団体などの情報整理・活用を実施します。
- ③ 環境分野に関する人材が活躍できる場の充実を図ります。

基本施策 11 市民・事業者・市の協働体制の構築

施策 11-1 市民・事業者・市の協働の仕組みづくり

- ① 環境分野における市民・事業者・市の積極的な協働を促進します。
- ② 環境学習・情報ネットワークを活用した環境保全に関する市民・事業者・市の情報交換を実施します。

施策 11-2 広域的な連携の推進

- ① 広域的に対応すべき課題に対する国・東京都及び関連自治体の連携を行います。

環境未来像の実現に向けてみんなで取り組むことの例（人づくり分野編）

市 民



- 環境問題について関心を持ち、インターネットやテレビ、新聞などを通じて関連する情報を収集しましょう。
- 市や地域の団体が催す環境についての学習会などに積極的に参加し、環境問題について学びましょう。
- 地域の環境に興味を持ち、地域の環境保全活動に参加しましょう。 など

事 業 者



- 事業活動において環境保全意識を浸透させるため、従業員に対する環境教育を実施しましょう。
- 清掃活動や自然環境保全活動など、地域の環境保全に参加・協力しましょう。
- 事業者としての専門ノウハウを生かし、市や市民と協力して地域の環境保全に貢献しましょう。
- 事業者同士のつながりを構築し、環境情報の交換などを行いましょう。 など

■人づくり分野の現状と課題

【現 状】

- 環境学習事業として、市が主催し企業や団体の参画によって開催された環境フェスティバルをはじめ、下保谷四丁目特別緑地保全地区の一般公開やイベント、エコプラザ西東京や公民館でのさまざまな講座などが行われています。
- 環境保全活動として、ゼロカーボンシティの実現に向けた市民の意識を高めることを目的とした環境ポイント制度(にしとうきょう環境チャレンジ)や西原自然公園での山仕事体験会、自然観察会、市民団体や市内高校生などによる石神井川での清掃活動が行われています。また、市内の団体、事業者や市民が行っている地域の清掃活動や公園などの外来生物の駆除活動が行われています。
- 脱炭素社会につながる環境にやさしい行動に取り組むまちづくりを進めるため、積極的で優れた環境活動を行う、個人・団体・学校・事業者の方を表彰する「にしとうきょう環境アワード」が実施しています。



環境フェスティバル



にしとうきょう環境アワード

【課 題】

- 市民団体においては、会員の高齢化などによる人材不足が問題になっています。また、活動を行う上で必要な資材などを購入する際の金銭的な支援や継続的に活動を行う場が求められています。
- 市内ではさまざまな事業者や市民団体などによる環境保全の取組が進められており、これらの取組を市が情報発信などを通じて活動支援することも重要です。
- 幅広い環境分野において市単独で環境保全の取組を進めることは困難であり、地域の環境保全に関心が高い事業者や団体などを巻き込み、連携を図りながら取組を進めるための体制づくりが必要です。



高校生と市民団体による石神井川清掃活動

第4章 重点戦略

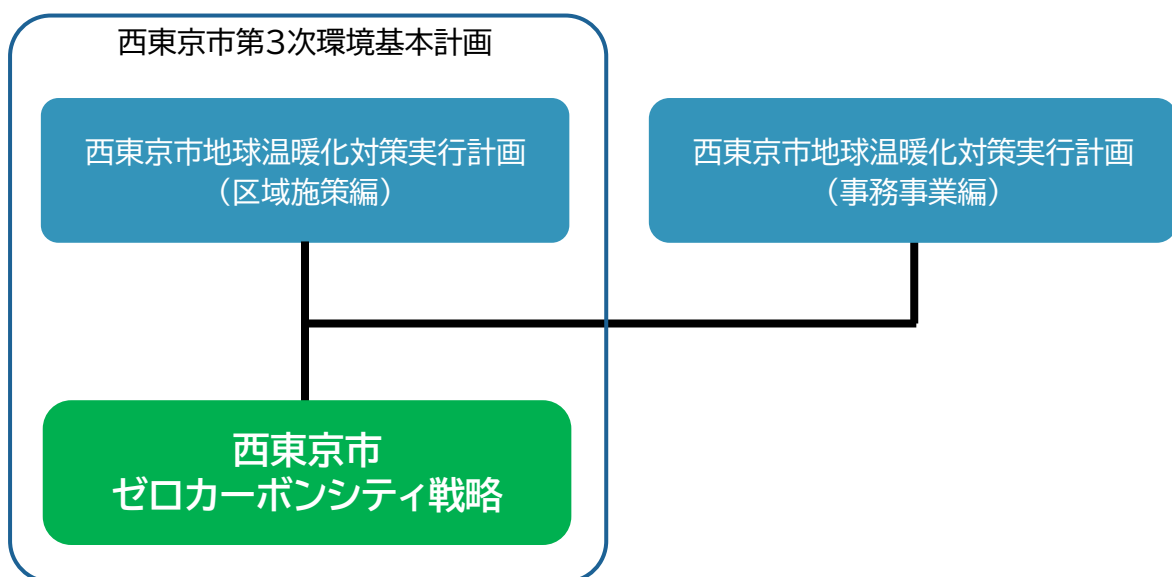
第4章では、本計画において重点的に進めるべき柱として位置づけた気候変動対策及び生物多様性の保全に焦点を絞り、それぞれについて、2030(令和12)年度における一定の取組成果を挙げるための戦略(西東京市ゼロカーボンシティ戦略、西東京市生物多様性地域戦略)を示します。

1 西東京市ゼロカーボンシティ戦略

1) 西東京市ゼロカーボンシティ戦略の位置づけ

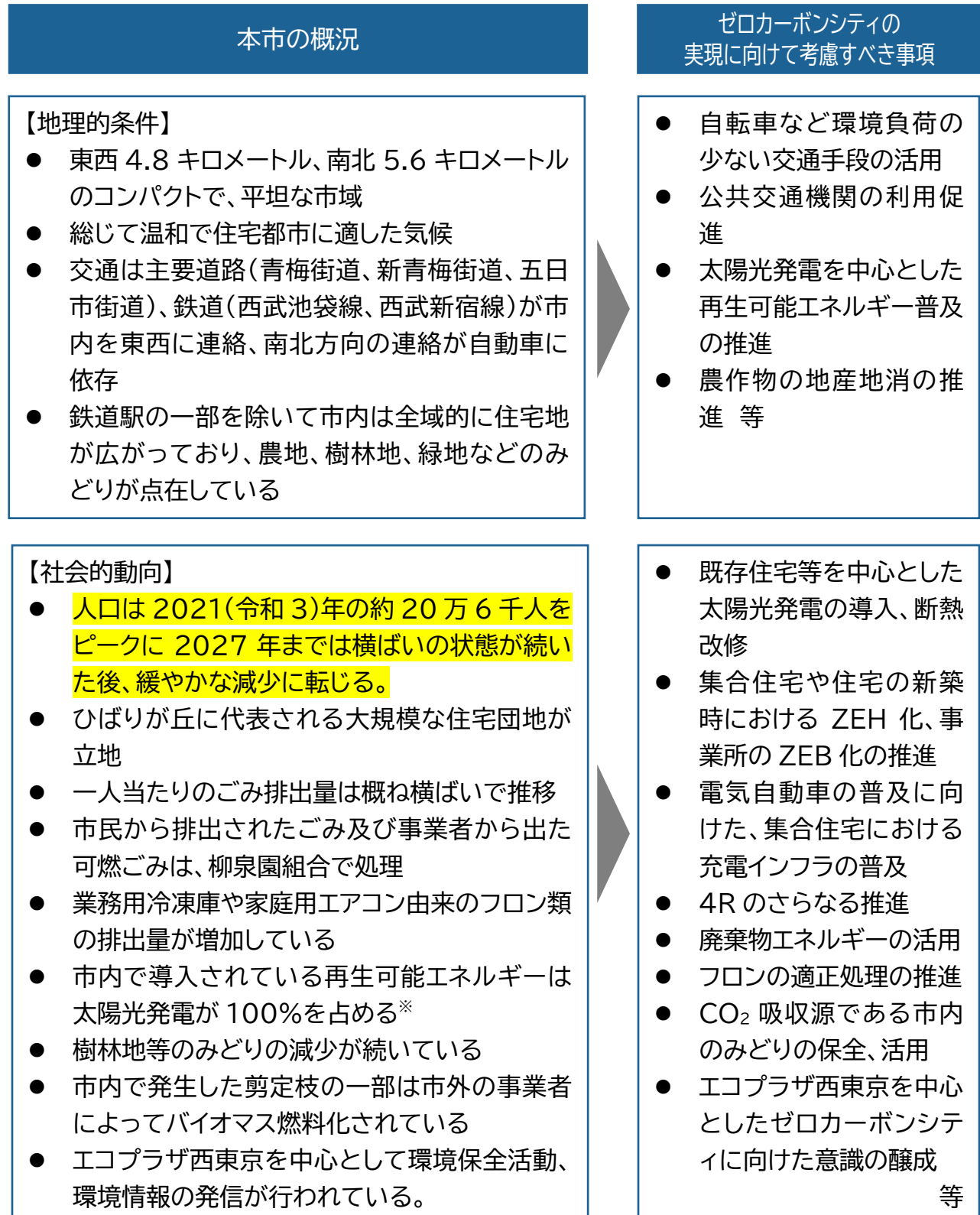
「西東京市ゼロカーボンシティ戦略」では「西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の目標年度である2030(令和12)年度に向けて、目標達成を実現するために取り組むべき具体的な取組方針、ロードマップを示します。

なお、本市の気候変動対策については、市域全体の温暖化対策について示している「西東京市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び市の事務事業の温暖化対策について示している「西東京市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、この両計画に基づいて各部門でどのようなことに取り組むかを詳細に示した「西東京市ゼロカーボンシティ戦略」から構成されており、これらの推進を通じてゼロカーボンシティの実現を図ります。



2)市の概況とゼロカーボンシティの実現に向けて考慮すべき事項

ここでは、本市の概況と、これを踏まえた本市においてゼロカーボンシティを実現するために考慮すべき事項について整理しています。



※自治体排出量カルテ(環境省)より

3)ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の方向性

ここでは、ゼロカーボンシティを実現するための対策について、部門ごとに対策方針を示します。

■ 民生家庭部門

- 省エネルギーの推進

こまめな消灯、エアコンの設定温度を見直しなど、日常生活における取組を通じてエネルギーの使用量削減に取り組みます。

住宅における設備更新時には LED 化や高効率給湯器などの省エネルギー機器の導入、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)の導入を検討します。また、窓を二重サッシにする、壁や天井・床に断熱材を入れるなどの省エネ改修や新築時の ZEH 化を通じて、少ないエネルギーで快適に生活できる住環境づくりを行います。

移動の際には自動車の利用を控え、自転車、バス、鉄道などを活用し、自動車の買い替える際には EV などの ZEV を選択します。

- 再生可能エネルギーの導入

家庭の電力について、再生可能エネルギー由来電力など、脱炭素の電気へ切り替える、また、太陽光発電や太陽熱利用設備などの再生可能エネルギー機器を導入することで、エネルギーを使って排出される二酸化炭素の量をできるだけ減らします。

- 脱炭素型のライフスタイルの普及

4R の徹底、リサイクル製品やバイオマスプラスチック製品、地域産農産物の率先購入、食品ロスの削減に取り組むなど、脱炭素型ライフスタイルの普及を図ります。

- フロンの適正処理、ノンフロン化の推進

フロン、代替フロンを使用した製品の回収に協力するとともに、ノンフロン製品を使用した製品を購入します。

■ 民生業務部門

- 省エネルギーの推進

事務所における設備更新時に省エネルギー機器の導入、ビルエネルギー管理システム(BEMS)の導入、食品ロスの削減など脱炭素型ライフスタイルへの転換を行います。また、建物について、断熱性能の向上など省エネ改修や ZEB 化を行います。

- 再生可能エネルギーの導入

事業所への太陽光発電設備の導入を行います。また、事業所の電力について、再生可能エネルギー由来電力など、脱炭素の電気への切り替えを行います。

- フロンの適正処理、ノンフロン化の推進

フロン、代替フロンを使用した製品の回収に協力するとともに、ノンフロン製品を使用した製品を購入します。また、フロンを使用した製品については機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏えい防止に努めます。

■ 運輸部門

- ZEV の普及

電気自動車、水素自動車などの ZEV の普及、充電設備などのインフラ整備に取り組みます。

- 環境負荷の低い移動手段の普及

公共交通機関やシェアサイクルの活用など、環境負荷の低い移動手段の普及を図ります。

■ 産業部門

- 省エネルギーの推進
事業所における設備更新時に省エネルギー機器の導入、工場エネルギー管理システム(FEMS)の導入、クールビズ・ウォームビズなど脱炭素型ライフスタイルへの転換を行うとともに、重油などの化石燃料から脱炭素化したエネルギーの利用を行います。また、建物について、断熱性能の向上など省エネ改修やZEB化を行います。
- 再生可能エネルギーの導入
事業所への太陽光発電設備の導入を行うとともに、事業者が太陽光発電設備の導入が進むように規制制度の見直しなどについて検討します。農地への営農型太陽光発電設備(ソーラーシェアリング)の導入による収益力の強化を図ります。また、事業所の電力について、再生可能エネルギー由来電力など、脱炭素の電気への切り替えを行います。
- 資源の有効利用
生産工程の見直しなどを通じた廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再生資源素材の活用によるリサイクルの推進に取り組みます。
- フロンの適正処理、ノンフロン化の推進
脱フロン型の生産体制の整備やフロン類の適正な回収・処理に努めます。また、フロン、代替フロンを使用した製品の回収に協力するとともに、ノンフロン製品を使用した製品を購入します。フロンを使用した製品については機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏えい防止に努めます。

■ 廃棄物部門

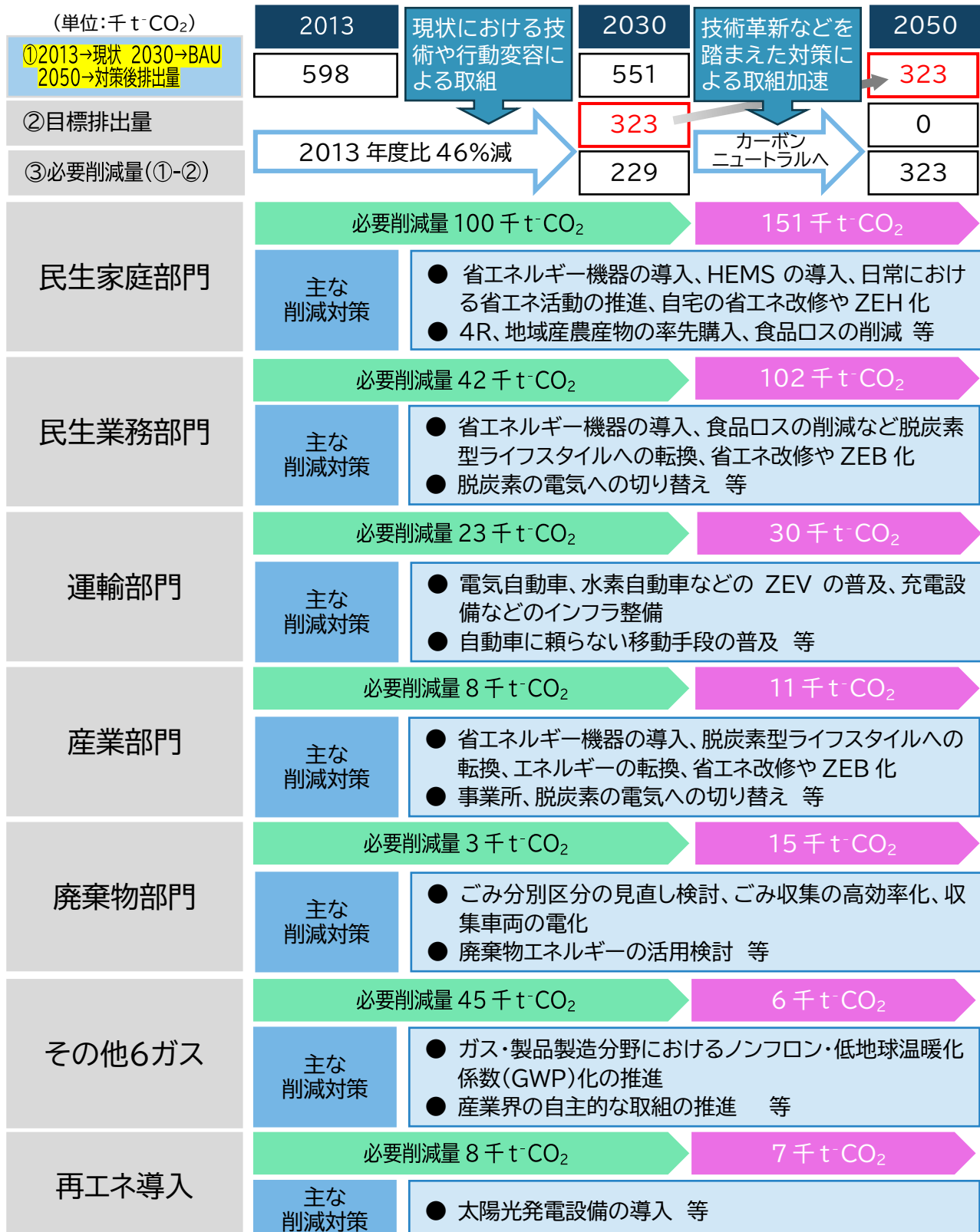
- 分別方式の見直しの検討
分別区分の見直しを検討するなど、分別の徹底を通じてごみ処理に伴う温室効果ガスの排出削減について検討を行います。
- ごみ収集における対策の推進
ごみ収集の高効率化、収集車両の電化などに取り組みます。
- 廃棄物エネルギーの活用
ごみ処理で得られる電気や熱などのエネルギーは低炭素な再生可能エネルギーであるため、これらのエネルギーの活用について検討します。

■ 部門横断的な取組

- ゼロカーボンシティの実現に向けた理解促進、意識醸成
ゼロカーボンシティの実現に向けて、適切な情報の共有や市民・事業者・市の交流、協働の場づくりを行うとともに、学校教育や地域における勉強会などを学ぶ機会を提供します。
- 脱炭素まちづくりの推進
徒歩や自転車など、自動車以外の交通手段での移動がしやすいまちづくりを進めます。
- 市域のみどりの保全・創出
市域の樹林地、農地、緑地、屋敷林などのみどりの保全や創出を通じて、みどりによるCO₂吸収能力を強化し、カーボンオフセットに取り組めます。
- カーボンオフセットの実施
市域外の森林の保全の協力などを通じて、カーボンオフセットに取り組めます。

4) ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップ

ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップを以下に示します。2030(令和 12)年度までは現状における技術や行動変容による取組で 2013(平成 25)年度比 46%削減を目指し、2030(令和 12)年度以降については技術革新などを踏まえた対策を通じて取組を加速化し、2050(令和 32)年にカーボンニュートラルを目指します。



※端数処理の関係で、表の合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

参考 西東京市ゼロカーボンシティ戦略で削減対象とするガス

西東京市ゼロカーボンシティ戦略で削減対象とするガスは、CO₂ 及びその他6ガスとしますが、本市から排出される温室効果ガスは、図 4-1 に示す通り約9割を CO₂ が占め、さらに、市民や事業者、市が主として取り組む温暖化対策は主に CO₂ の排出削減対策となります。

ここでは参考として本市における CO₂ 排出の状況について整理します。

本市の 2013(平成 25)年度以降の CO₂ 排出量は、2016(平成 28)年度まで減少していましたが、近年横ばいとなっており、排出量の算定が可能な最新年度である 2020(令和 2)年度は 493 千 t-CO₂ でした(図 4-2)。

CO₂ 排出量の部門別内訳についてみると、2020(令和 2)年度において最も排出割合が高いのが民生家庭部門(51.2%)、次いで民生業務部門(30.4%)となっており、両方で8割以上を占めていました(図 4-3)。2013(平成 25)年度からの推移についてみると、民生家庭部門・運輸部門・産業部門は減少傾向、その他については概ね横ばいとなっています(図 4-4)。

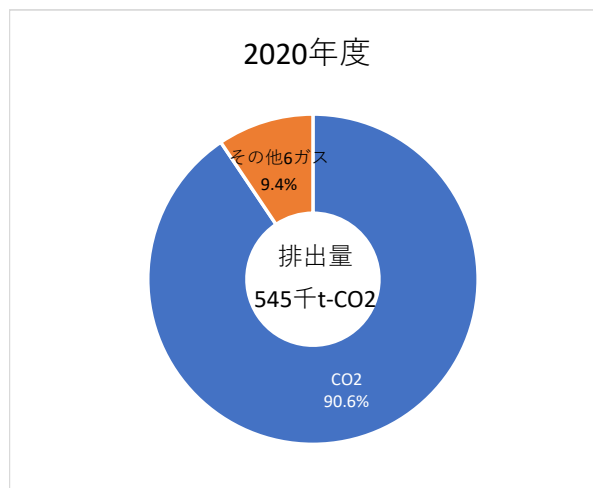


図 4-1 温室効果ガスの内訳(ガス別)
出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

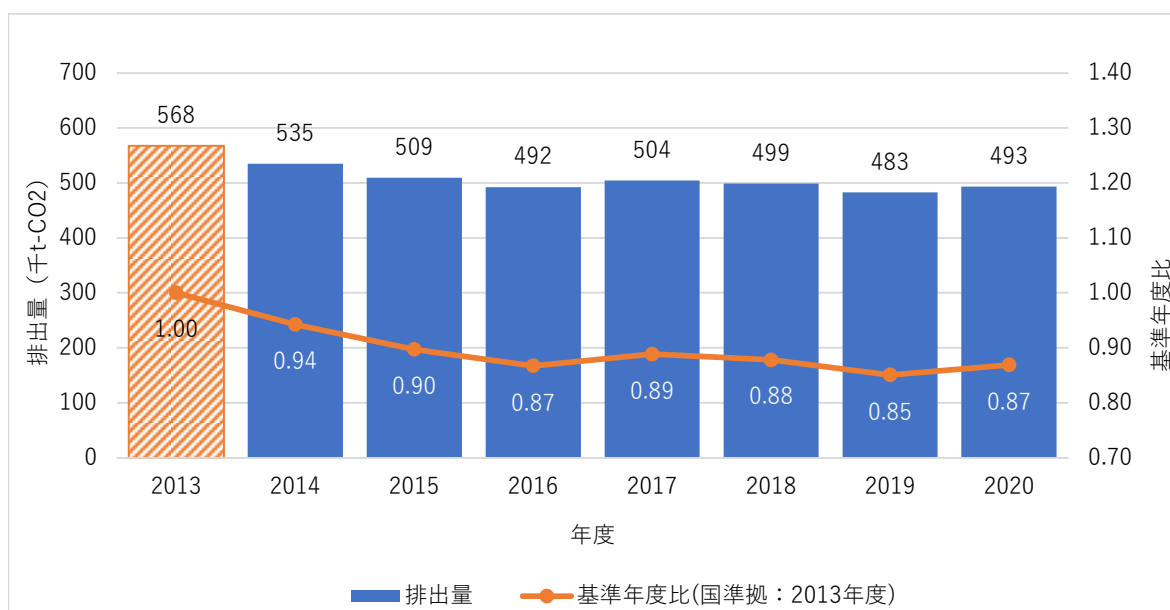


図 4-2 CO₂排出量の推移

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

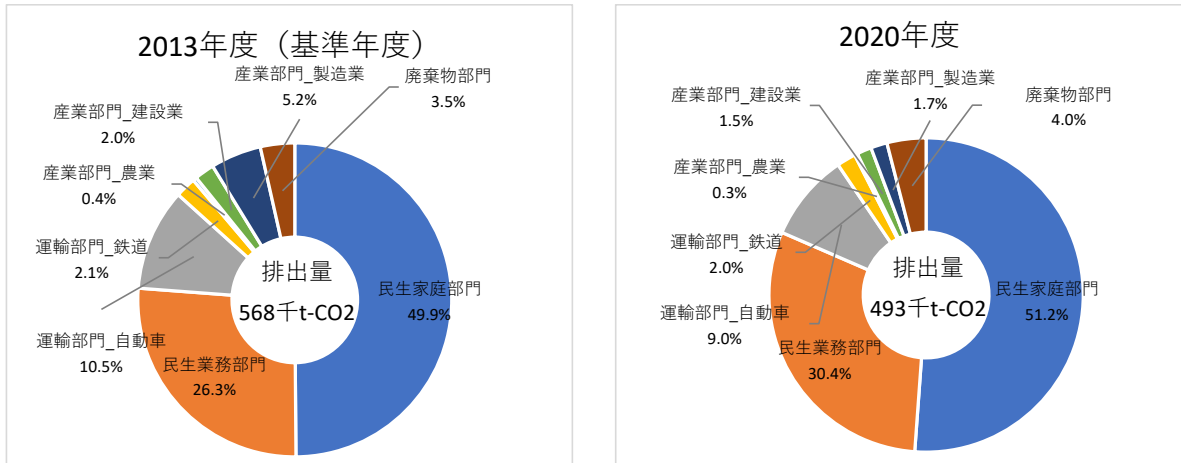


図 4-3 CO₂排出量の内訳(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト

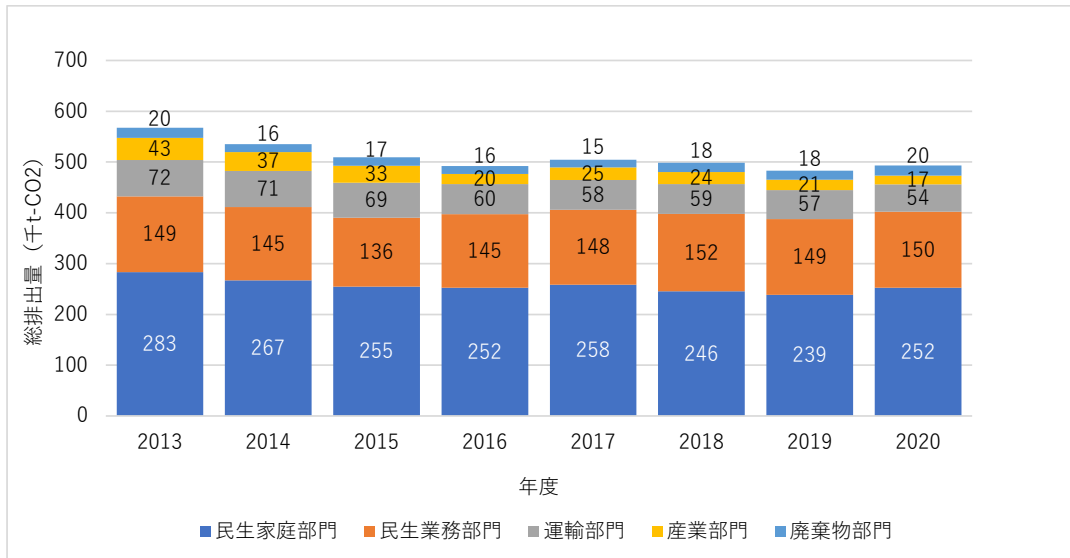


図 4-4 CO₂排出量の推移(部門別)

出典:みどり東京・温暖化防止プロジェクト



ゼロカーボンシティが実現されたまちのイメージ

2 西東京市生物多様性地域戦略

1) 基本情報

① 戦略の目的・位置づけ

本戦略は、生物多様性基本法に基づく西東京市生物多様性地域戦略であり、本市内における「生物多様性の保全及び持続可能な利用」に関する基本的な計画として、本市の生物多様性を活用して地域の課題に対処し、持続可能な地域づくりを進めることを目的とします。

② 計画期間

2024(令和6)年度から 2033(令和 15)年度までの 10 年間(環境基本計画と同様)

③ 対象とする区域

本市全域

コラム 生物多様性、生態系サービスについて

生物多様性とは？

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを示す言葉です。地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、直接・間接的に支えあって生きています。

生物多様性には、生態系・種・遺伝子の 3 つのレベルの多様性があるとされています。

生態系サービスとは？

私たち人間の暮らしを支える、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのことを「生態系サービス」と言います。生態系サービスは、下図の 4 つに区分されます。



私たちの生活と生態系サービスのつながりのイメージ

出典:環境省

生物多様性は現在、大きな危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

生物多様性の危機は以下の4つに区分されます。第1の危機は開発や乱獲による危機、第2の危機は人間による働きかけの不足による危機、第3の危機は外来種や化学物質による危機、第4の危機は地球温暖化など地球環境の変化による危機です。



開発や乱獲による危機



里地里山など手入れの放棄による危機



外来種による危機



地球温暖化による危機

生物多様性の4つの危機の例

※出典:環境省

2)生物多様性の現状と課題

①生物多様性の現状

a.本市の生物生息状況

- ・市内の公園・緑地、農地、屋敷林、樹林地、河川、ビオトープなどは多様な動植物の生息・生育場所となっています。
- ・市内では、現地及び資料調査により 1,611 種の生きものの生息・生育が確認されています。このうち希少種や絶滅のおそれがある種など、レッドリスト記載種等の重要種は 97 種です。これらの重要種は、樹林地や屋敷林に多く生息・生育しています。
- ・外来種では、外来生物法の定める特定外来生物を 4 種確認しており、アカボシゴマダラ(チョウ目タテハチョウ科)、ガビチョウ(スズメ目チメドリ科)、ソウシチョウ(同)、アライグマ(ネコ目アライグマ科)が確認されています。
- ・また、生態系被害防止外来種リストの該当種が 29 種確認されています。
- ・この他にも、特定外来生物であるオオキンケイギクなどが分布しており、生態系への影響が懸念されます。
- ・公園の落ち葉や枯れ枝はきれいに清掃されていますが、昆虫類や土壌動物の生息場所としての役割も担っています。



市内で捕獲されたアライグマ



スズメバチ



ミシシippアカミミガメ

b.生物多様性に関する地域資源

- ・本市の現存植生図と、自然環境に係る主な地域資源の位置を次図に示します。
- ・本市では市街地が大半を占めていますが、一部にみどりの多い住宅地や、畑雑草群落が面的に広がっています。また、果樹園や、ゴルフ場・芝地に分類される公園、残存・植栽樹群のある公園等が点在しています。
- ・また、面積は少ないものの、かつての武蔵野台地の景観を残すシラカシ屋敷林やクヌギーコナラ群集が保全されています。

- ・このような屋敷林には多くの重要種が生息・生育しており、本市の生物多様性を保全する上で重要な生物生息箇所(ホットスポット)となっています。
- ・水辺については、石神井川のほか、公園内に設けられた池などが点在しており、市内では貴重な水辺環境となっています。



図 本市の自然環境に係る主な地域資源

※出典：「1/2.5 万現存植生図」自然環境保全基礎調査第6回調査、環境省自然環境局 生物多様性センター、https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText



西東京いきいの森公園



石神井川

②市民・中学生の生物多様性に関する意識(アンケート調査結果より)

a.市民

●街路樹、屋敷林、公園などのみどりについて

- ・街路樹、屋敷林、公園などのみどりが豊かで、市内では野鳥や昆虫、魚等の生きものと親しみやすい、とする意見が多くありました。
- ・公園、学校、公共施設、道路の街路樹のみどりを増やす取組や、みどりを守り育てる人材や市民活動の育成・支援を求める意見が多くありました。

●農業・農地について

- ・農地や土と親しみやすいとの意見が多くありました。
- ・市内産農産物の購入について、既に取り組んでいるとの回答が多くありました。また、今後取り組みたいとする回答も多くありました。
- ・本市の将来像として、今以上に花や樹木といったみどりがあふれている、農地が保全され、市内産農産物が十分に流通している、といった意見が多くありました。
- ・市民自らの取組としては、市内産農産物を積極的に購入したいとの意見が多くありました。
- ・市の取組としては、農地の保全と市内産農産物の活用を求める意見が多くありました。

●水や水辺について

- ・河川や湧水などの水や水辺との親しみやすさについては、満足度が低い結果となりました。
- ・下水道への負荷の軽減に対する日常的な取組については、既に取り組んでいるとする割合が高くなりました。

●環境保全活動への参加意欲について

- ・市内の環境の現状や環境問題について情報発信への取組や、環境教育・環境学習の推進、市民の環境意識を向上させるための取組を求める意見が多くありました。
- ・市の発信する環境に関する情報を目にする機会が少ないとする意見が多くありました。
- ・環境保全活動への参加経験は少なく、参加意向は「わからない」が最も多くなりました。
- ・公園や緑地、水辺などで自然にふれあうことについて、全世代で「時々取り組んでいる」とする回答が最も多くなりました。



向台公園



公園内の樹木管理の解説(西原自然公園)

b.中学生

- ・市内は街路樹や屋敷林、公園、農地などのみどりが豊か、とする意見が多くありました。
- ・野鳥、昆虫、魚などの生きものとふれあえる、とする意見が多くありました。
- ・河川・水路等について、水がきれいだとする意見が多くありましたが、どちらともいえない、わからない、といった意見も多く、河川や水路の現状について知らない場合が多く、ふれあう機会が少ないことがうかがえます。
- ・地球温暖化、生きもの、食品ロスについての学習への関心が高くなっています。
- ・省エネルギーの活動、リサイクル活動に次いでビオトープづくりに参加したいとの意見が多くありました。
- ・環境学習の回数が不足しているとの意見が多くありました。

③生物多様性の保全・活用に関する取組状況

本市では、生物多様性の保全・活用に関する様々な取組が行われています。

●「西東京いきいの森公園」における取組

- ・管理団体が生物多様性に配慮した草地管理として「ばったランド」を設定し、バッタ類などの生きものの生息場所として草を刈り残した場所を設けています。バッタ類やチョウ類、甲虫類など、多様な昆虫が生息しています。
- ・市民がカルガモやカワセミなどの水辺の野鳥の観察や写真撮影をしています。
- ・小学校が毎年、池の微生物などの調査を行っています。
- ・「ワルナスビ抜き取り大作戦」を開催し、市民や活動団体と連携して外来植物であるワルナスビの除去活動を行っています。

●農のアカデミー体験実習農園での取組

- ・市内の農地では「農のアカデミー体験実習農園」として、援農ボランティアの活動や、指導農家によるスキルアップ講習、小学校や幼稚園の校外・園外学習の受け入れなど、市民や子どもたちが農と触れ合う取組を行っています。

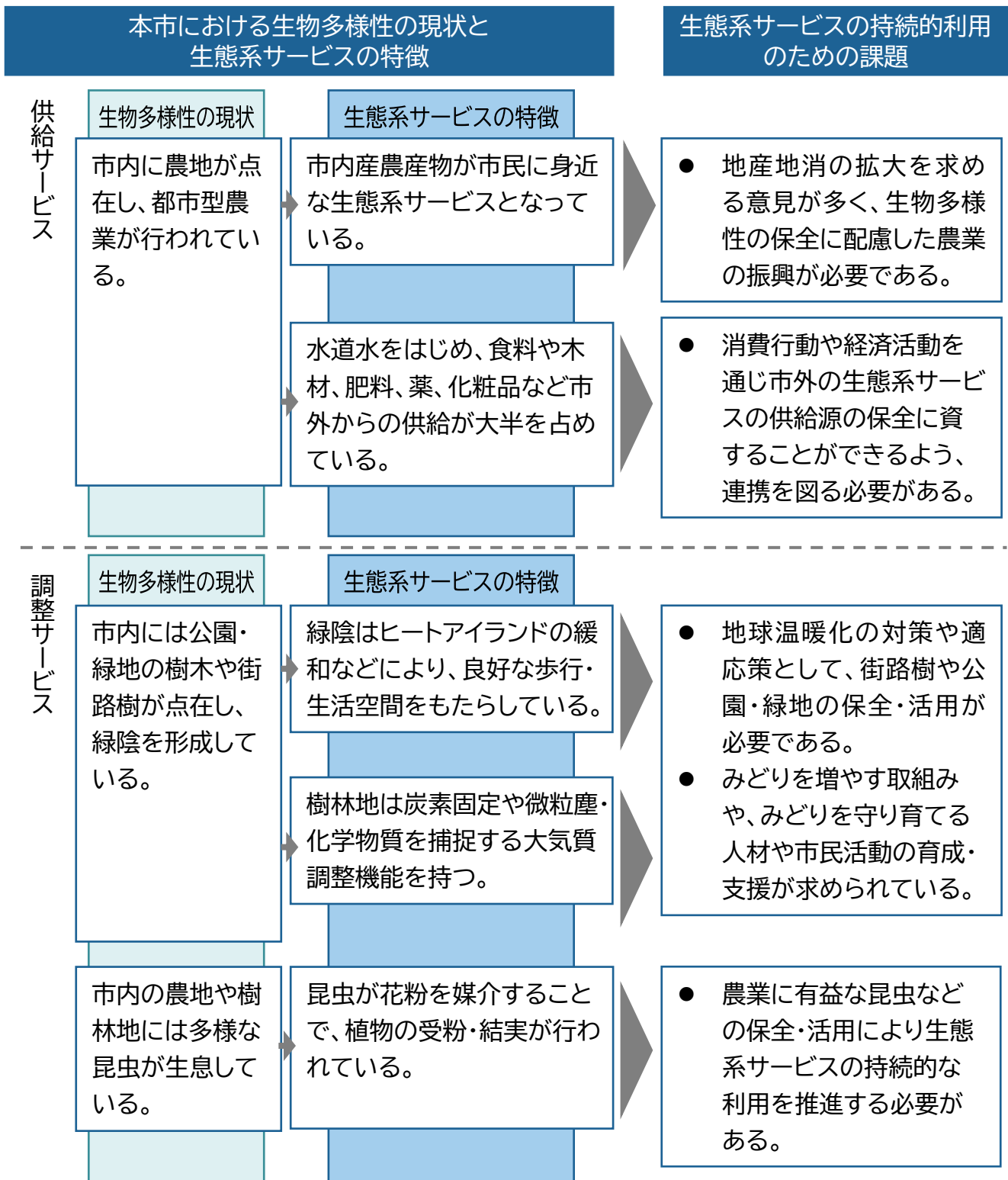
●学校ビオトープの取組

- ・一部の小学校では、生きもののすみ場となるビオトープを設置し、自然の生態系を身近に感じられる空間として学校教育で活用しています。

④本市における生物多様性および生態系サービスの特徴と課題

本市では、生物多様性の恩恵である生態系サービスを楽しみ、豊かな暮らしと郷土を育んできました。この生態系サービスを今後も持続的に利用するためには、種々の課題を解決していく必要があります。

本市における生物多様性の現状と、これから得られる生態系サービス(供給、調整、基盤、文化)の特徴、生態系サービスを持続的に利用するための課題を以下に示します。



生物多様性の現状と生態系サービスの特徴

生態系サービスの持続的利用のための課題

基盤サービス

生物多様性の現状

植物による酸素の生成や、土壌形成、水・栄養循環など、すべての生物の生存基盤が提供されている。
市内には公園・緑地、農地、屋敷林、樹林地、河川、ビオトープなど様々な環境が存在し、生物の生息基盤となっている。

生態系サービスの特徴

市内には絶滅危惧種を含め多様な動植物が生息・生育していることで基盤サービスが維持されている。

外来種が広範に侵入しており、生態系や人の生活に被害を及ぼすおそれがある。

生物生息状況の調査が一部のエリアで実施されているが、本市の生物多様性を十分に評価できるデータが不足している。

- 屋敷林や樹林地の面積は小さいものの絶滅危惧種が多く生息・生育しており、保全の必要性が高い。
- 公園などで落ち葉などの除去が徹底されており、土壌動物などの生息場所が少ない。
- 河川などの水辺とふれあう機会が少なく、現状が分からないとする意見が多い。

既に侵入した外来種について対策を講じるとともに、新たに持ち込まないように配慮が必要である。

市内の生物生息状況に関するデータの継続的な収集が必要である。

文化的サービス

現状

市内には街路樹や公園・緑地が整備されている。

屋敷林が保全されている。

生態系サービスの特徴

街路樹などが美しいまちなみを形成している。
公園・緑地はレクリエーション活動の場として活用されている。
小金井公園などの花見スポットが引き継がれている。

屋敷林は歴史を伝える地域資源となっている。

- 本市の地域資源として重要なみどり豊かな景観や、歴史的景観である屋敷林、春のお花見スポットとなっている公園・緑地などを今後も保全することが必要である。

3) 将来像と基本戦略

① 将来像

本戦略の将来像は、環境基本計画の環境未来像 2050 と共通とします。

② 基本戦略

基本戦略: 生物多様性のもたらす恩恵(生態系サービス)を将来にわたり持続的に利用するため、生物多様性の保全とその活用に取り組む。

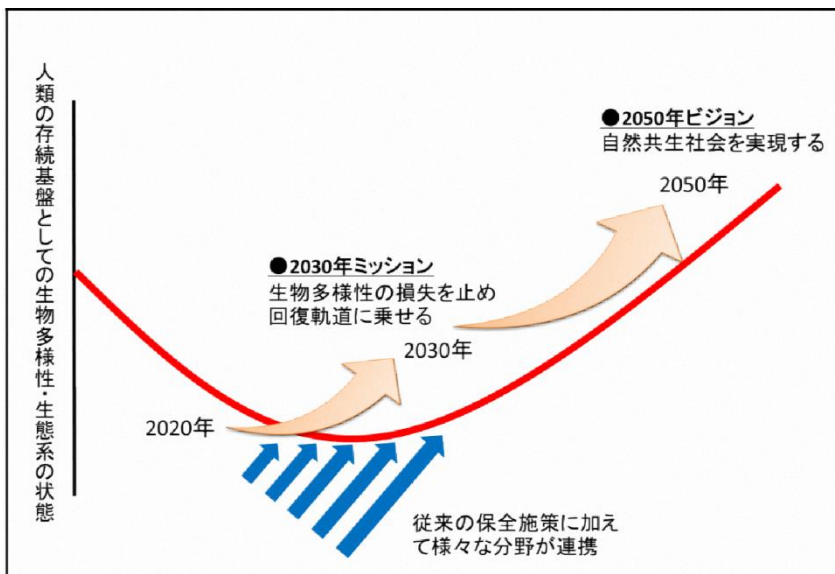
取組方針は、「生物多様性国家戦略 2023-2030」の基本戦略に準じ、以下の5つとする。

- 取組方針① 生態系の健全性の回復
- 取組方針② 自然を活用した社会課題の解決
- 取組方針③ ネイチャーポジティブ経済の実現
- 取組方針④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- 取組方針⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備の推進

コラム ネイチャーポジティブ経済

「ネイチャーポジティブ」とは、生物多様性の損失を止め、回復傾向に反転させることを意味する言葉で、「自然再興」とも表現されます。

「ネイチャーポジティブ経済」は、自然や生態系への配慮や評価が組み込まれた、自然資本や生物多様性を守り活かす経済のことで、実現のためには現在の社会や経済の仕組みを変革することが必要です。「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、2030(令和 12)年にネイチャーポジティブを実現することを目標としています。



2030年ネイチャーポジティブの概念

出典:環境省

- ・企業の場合、事業活動が生物多様性に与えているネガティブな影響を把握し、それをポジティブなものに転換するために事業を再構築することなどが求められます。
- ・個人の場合、買い物などの日常の行動が、生物多様性にどのように関わっているか考え、行動の変容を図ることなどが求められます。

4) 具体的な取組

① 生態系の健全性の回復

- ・ 街路樹や公園・緑地、屋敷林、公共施設などのみどりの維持管理において在来種の保全や外来種の適切な管理に取り組み、生物多様性の保全・向上を図る。
- ・ 市内の自然環境を維持し、生物多様性の保全を図る。

② 自然を活用した社会課題の解決

- ・ 街路樹や公園・緑地、屋敷林、公共施設などのみどりの維持管理を行うことにより、在来種の保全や外来種の適切な管理に繋げ、生物多様性の保全・向上を図る。

③ ネイチャーポジティブ経済の実現

- ・ 市内の農業における生態系サービスの実態と生物多様性の保全効果について、市民や農業者に向け情報を発信する。
- ・ 生物多様性の保全に配慮した農業の手法について、農業者に対し情報を発信する。

④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

- ・ 市内産農産物の地産地消を推進することで農地を保全し、生物多様性の保全・活用を図る。
- ・ 生物多様性に関する情報発信と環境教育・環境学習の推進を通して、生物多様性の保全・向上と、市民の生物多様性保全の意識醸成を図る。
- ・ 生物多様性の保全に繋がる消費行動や配慮事項について、市民や事業者に向け情報を発信する。
- ・ 在来種の生息・生育に配慮するとともに、外来種の新たな侵入の防止を図る。

⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備の推進

- ・ 現地調査や、市民や活動団体等の持つ資料の収集・整理により、市内の生物生息状況の把握に継続して取り組み、市内に生息する生物種のリストを作成・更新し、生物多様性の現状を評価する。
- ・ 特に生物多様性の保全上重要なホットスポットについては、重点的に調査を実施する。
- ・ 市民参加による生物調査や観察会等を実施し、また、生物多様性の現状と生態系サービスについて理解の増進を図る。
- ・ 河川や水辺などの生物生息状況について市民に分かりやすく伝え、市民の河川や水辺の現状や課題に関する理解の増進を図る。
- ・ 市民や活動団体等の生物多様性の保全・活用に関する取組について情報を収集・整理し、市民、事業者に向け情報を発信することで生物多様性の保全・活用に係る取組の活性化を図る。

5) その他

生物多様性地域戦略の「管理・見直し」と「推進体制」については、環境基本計画の第5章に共通事項として示します。

第5章 計画の推進方策

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要であることから、各主体がその役割に応じた取組を進め、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。

環境問題の中には本市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて東京都や近隣自治体と連携した取組を進めるとともに、本計画の推進と進行管理については、次の組織を中心に行います。

【環境審議会】

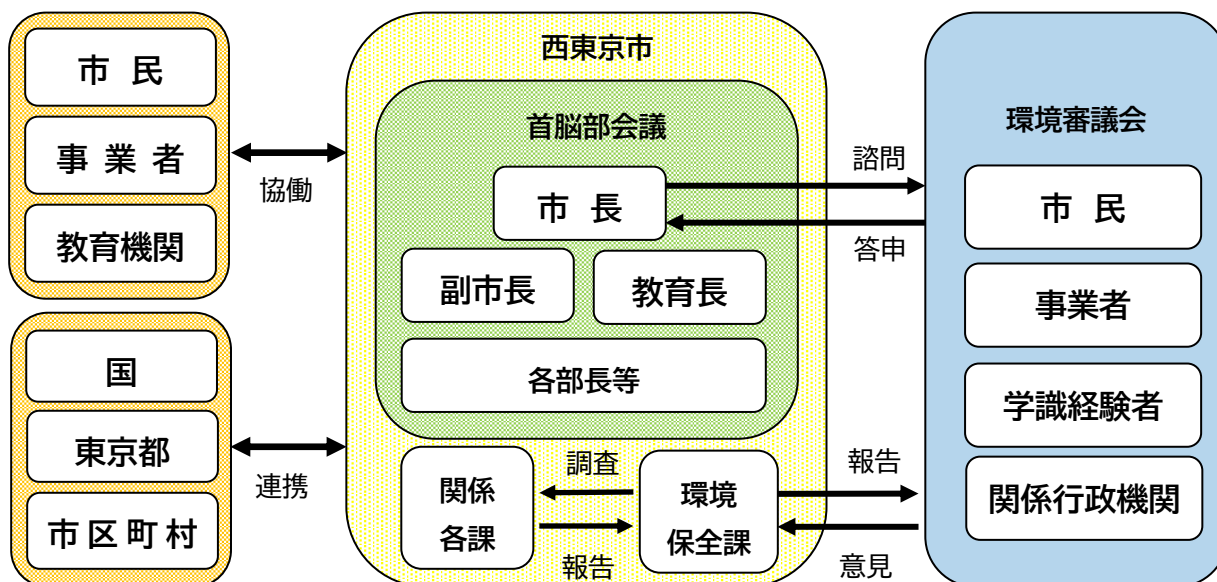
西東京市環境基本条例に基づく市長の附属機関で、市民・事業者・学識経験者・関係行政機関により構成されます。

環境基本計画の策定及び変更や市の環境施策の進捗状況について、市長からの諮問に応じ、調査・審議を行い答申します。

本計画の施策及び重点プロジェクトの実施状況について、環境保全課からの報告を受け、意見を述べます。

【庁内組織】

- 本計画の施策及び重点プロジェクトを関係各課において推進します。
- 本計画の進捗状況について、環境保全課が調査・点検を行い、環境審議会に対し報告を行います。
- 環境審議会からの答申及び意見について、市長主宰のもと副市長、教育長、部長等で構成される首脳部会議において協議、報告を行います。



2 進行管理の手法

1) PDCA サイクルによる進行管理

本計画の施策を着実に進めるためには、進捗状況の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて見直す適切な進行管理が重要です。

計画の進行管理は、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Act)」のPDCAサイクルを基本として、取組の実効性を確保します。

■計画(Plan)

本計画では、環境未来像と、その実現に向けた施策、進行管理を示しました。また、必要に応じた見直し及び5年後を目途に中間見直しを行い、未来像や基本方針、具体的な取組を設定します。計画の内容については、環境審議会で審議します。

■実行(Do)

本計画に基づき、各主体が具体的な取組を実行します。

■点検・評価(Check)

毎年、重点プロジェクト及び主な計画関連事業の進捗状況や環境指標の最新数値を把握し、計画の達成状況を評価します。

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

■見直し(Act)

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

2) 指標・目標の活用

本計画に基づく取組状況や環境指標に対する目標の達成状況を把握します。また、その結果をもとに点検・評価を行い、未来像の実現に向けた取組に反映させていきます。

3) 進捗状況の把握や点検・評価及び公表

「年次報告書(西東京市環境白書)」により本市の環境の状況や施策・事業の取組状況、今後の取組方針等の点検・評価結果を公表します。

資料編

用語集

【数字・アルファベット】

4 R	「Reduce (リデュース:減量する)」「Reuse (リユース:再使用する)」「Recycle (リサイクル:再資源化する)」の3 R (スリーアール・サンアール)に「Refuse (リフューズ:断る・受け取らない)」を加えた4つの「R」の総称のこと。本市が進めている廃棄物の削減、資源の有効利用を進めるための取組を指す。
B A U	「Business As Usual」の略称。何も対策をしなかった場合を指し、現状すう勢ともいう。
B C P	非常時の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続・早期復旧を可能とするための計画のこと。
B E M S	「Building and Energy Management System」の略称。室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を可能にするシステム。
B O D	水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を表す。この値が大きいほど水質の汚濁が進んでいることを意味する。
F E M S	「Factory Energy Management System」の略称。工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステムのこと。
H E M S	「Home Energy Management System」の略称。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりする。
L E D	「Light Emitting Diode」の略称。「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のこと。LED照明は、ほぼ同じ明るさの蛍光灯に比べて消費電力がおよそ2分の1、白熱電球のおよそ5分の1とされています*。 ※出典:「あかりの日」委員会「住まいの照明BOOK LEDに換えるとどうなる家!」(2021(令和3)年9月)
R C Pシナリオ	「Representative Concentration Pathways (代表的濃度経路)」の略称。将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもので、RCPに続く数値が大きいほど2100年における放射強制力(地球温暖化を引き起こす効果のこと)が大きいことを意味する。

SDGs	「Sustainable Development Goals」の略称。持続可能な開発目標。ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
ZEB	年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビルのこと。外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅に省エネルギー化した上で、再生可能エネルギーを導入する。
ZEH	年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。外皮の断熱性能等の大幅な向上、高効率な設備システムの導入によって、室内環境の質を維持しつつ大幅に省エネルギー化した上で、再生可能エネルギーを導入する。
ZEV	「Zero Emission Vehicle」の略称。その名のとおりEmission（排ガス）がゼロの自動車のこと。

【五十音】

ア行

一次エネルギー	自然界から得られた変換加工されない状態のエネルギーのこと。石油や石炭、天然ガス、ウランのような採掘資源から太陽光、水力、風力といった再生可能エネルギー、さらには薪や木炭なども含まれる。
一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物以外の廃棄物を指す。主に家庭から排出される廃棄物や事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
エコセメント	ごみ処理施設でごみを燃やした後に残る焼却灰を原料として作るセメントのこと。セメントは、建築物や舗装、ベンチ等の製品に利用されている。
エシカル消費	消費者それぞれが、環境や福祉など各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。
温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、亜酸化窒素（N ₂ O）、フロンなど、気体のうち赤外線（熱）を吸収する能力を持つものこと。

カ行

カーボンオフセット	人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業（排出権購入）による削減活動によって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988(昭和63)年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。
クールシェア	夏の日中の消費電力を抑えるため、各家庭でのエアコン使用を控え、涼しい場所に集まって過ごすこと。
グリーンインフラ	“グリーンインフラストラクチャー”の略語のこと。土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
グリーン購入	企業や国・地方公共団体が製品やサービスを調達する際、環境負荷ができるだけ小さいものを環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場等から排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物等が、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称のこと。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。
サ行	
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー（再エネ）とは、太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなどの、枯渇せずに繰り返して永続的に利用できるエネルギーのこと。
サブスクリプションサービス	定額料金を支払うことで、一定期間内に対象の商品やサービスを利用する権利を得るビジネスモデルのこと。
シェアリングサービス	モノや場所、スキルなどを共有するサービスのこと。
持続可能な社会	健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。
循環共生型	「ヒト・モノ・カネを地域内で循環させて、それぞれの地域同士でも融通して、社会を持続可能なかたちで、うまく回していこう」という考え方のこと。
循環型社会	資源を効率的に循環させながら利用することによって、資源消費の抑制と環境負荷の低減を図ることができる社会のこと。
食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因とされる。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性（遺伝的多様性、種内の多様性ともいう。）から構成される。

ゼロエミッション	廃棄物の排出（エミッション）をゼロにするという考え方のこと。
ゼロエミッション・ビークル（ZEV）	走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。
ゼロカーボンシティ	2050（令和32）年にCO ₂ （二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを表明した自治体のこと。
夕行	
太陽熱利用設備	太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのこと。
脱炭素社会	地球温暖化の要因となるCO ₂ （二酸化炭素）をはじめとした温室効果ガスの「排出量実質ゼロ」を実現した社会のこと。
地産地消	地域で生産された物を地域で消費すること。新鮮な食材が手軽に入手できることや食に対する安心・安全を感じることができるという利点があり、さらに無農薬・低農薬の農産物生産による自然環境負荷の低減や、地域の農業振興による農地保全、生産物の運輸時間短縮による自動車排出ガスや化石燃料消費の低減等、環境面においても効果が期待できる。
低地球温暖化係数（GWP）	二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のことで、温室効果係数（GWP）が10以下のもの。
デコ活	二酸化炭素（CO ₂ ）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定される。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官等も含まれる。環境省の特定外来生物等一覧に記載されている。
トップランナー制度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく機器のエネルギー消費効率基準の策定方法のこと。省エネ法で指定する特定機器の省エネルギー基準について、商品化されている製品のうち「最も省エネ性能が優れている機器（トップランナー）」の性能以上に設定する制度。
ナ行	
二酸化窒素	赤褐色、刺激性のガス。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないため、危険であり、急性中毒死の例が多く報告されている。作用は遅発性で高濃度ガス呼吸後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppmでは短時間でも危険である。
ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。

ハ行	
バイオプラスチック	植物など生物資源から作られる「生物由来のプラスチック」のこと。
廃プラスチック	使用后廃棄されたプラスチック製品とその製造過程で出たプラスチックのかす、廃タイヤを含むプラスチックを主成分とする廃棄物のこと。
パリ協定	京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールのこと。2015(平成27)年11月から12月にパリで開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP21)において採択され、2016(平成28)年11月に発効した。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることを目標としている。すべての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要がある。
ヒートアイランド	都市の気温が周囲に比べて高くなる現象のこと。
ビオトープ	工業の進展や都市化などによって失われた生態系を復元し、本来その地域にすむ生物が生息できるようにした空間のこと。
フードドライブ	家庭で余った食料品を学校や職場などに集約して、これをフードバンクや慈善団体などに寄付する活動。
フードバンク	賞味期限や見た目等を理由に市場に流通できなくなった廃棄する予定の食品の寄付を受け、配給する活動、およびその活動を行う団体のこと。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μ m以下のもの。工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散等が主な発生源とされている。
ヤ行	
ユニバーサルデザイン	“普遍的なデザイン”と直訳できるように、すべての人々が利用しやすい製品、サービス、空間のデザインのこと。
ラ行	
レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では、環境省のほか、東京都を含む地方公共団体やNGOなどが作成している。

施策及び担当課一覧

施策	項目	課名
1-1	①	
	②	
	③	
1-2	①	
	②	
	③	
	④	
1-3	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
	⑪	
	⑫	
	⑬	
1-4	①	
1-5	①	
2-1	①	
	②	
	③	
2-2	①	
	②	
3-1	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
3-2	①	
	②	
	③	
	④	

施策	項目	課名
3-3	①	
	②	
	③	
4-1	①	
	②	
4-2	①	
	②	
5-1	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
5-2	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
5-3	①	
	②	
5-4	①	
	②	
5-5	①	
	②	
	③	
5-6	①	
	②	
6-1	①	
	②	
	③	
6-2	①	
7-1	①	
	②	
	③	

施策	項目	課名
7-2	①	
	②	
	③	
8-1	①	
	②	
8-2	①	
	②	
8-3	①	
	②	
	③	
8-4	①	
	②	
8-5	①	
	②	
	③	
8-6	①	
	②	
	③	
9-1	①	
	②	
	③	
9-2	①	
	②	
10-1	①	
	②	
	③	
10-2	①	
	②	
	③	
10-3	①	
	②	
	③	
11-1	①	
	②	
11-2	①	